

四半期報告書

(第67期第2四半期)

自 平成21年7月1日

至 平成21年9月30日

株式会社損害保険ジャパン

(E03827)

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監 査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込 んでおります。

		頁
第67期第2	2 四半期 四半期報告書	
【表紙】		
第一部	【企業情報】	
第1	【企業の概況】	
]	1 【主要な経営指標等の推移】2	
4	2 【事業の内容】4	
3	3 【関係会社の状況】4	
2	4 【従業員の状況】	
第2	【事業の状況】	
]	1 【保険引受の状況】6	
4	2 【事業等のリスク】11	
5	3 【経営上の重要な契約等】11	
2	4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】13	
第3	【設備の状況】15	
第4	【提出会社の状況】16	
]	1 【株式等の状況】16	
4	2 【株価の推移】35	
5	3 【役員の状況】36	
第5	【経理の状況】37	
]	1 【中間連結財務諸表】38	
4	2 【その他】88	
5	3 【中間財務諸表】92	
2	4 【その他】	
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】 124	
中間監査執	報告書	

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成21年11月27日

【四半期会計期間】 第67期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月

30日)

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐 藤 正 敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐 木 邦 光

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐 木 邦 光

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)

当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番16号)

当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)

当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)

当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号)

当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を記載しています。

(1) 最近3中間連結会計期間および最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第65期中	第66期中	第67期中	第65期	第66期
連結会計期間		自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
経常収益	(百万円)	959, 146	917, 808	918, 791	1, 894, 121	1, 767, 980
正味収入保険料	(百万円)	702, 518	689, 217	656, 909	1, 368, 740	1, 308, 194
経常利益 (△は経常損失)	(百万円)	80, 891	37, 064	31, 877	94, 063	△144, 052
中間(当期)純利益 (△は当期純損失)	(百万円)	52, 079	22, 735	29, 345	59, 636	△66, 710
純資産額	(百万円)	1, 456, 038	916, 425	732, 942	1, 071, 176	594, 946
総資産額	(百万円)	7, 052, 563	6, 300, 640	6, 115, 686	6, 450, 734	5, 913, 379
1株当たり純資産額	(円)	1, 477. 91	928. 70	740. 84	1, 086. 86	602. 30
1株当たり 中間(当期)純利益金額 (△は1株当たり 当期純損失金額)	(円)	52. 89	23. 09	29. 80	60. 57	△67. 75
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額	(円)	52. 86	23. 08	29. 78	60. 55	_
自己資本比率	(%)	20. 63	14. 51	11. 93	16. 59	10.03
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	101, 572	49, 479	16, 578	91, 847	△37, 138
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	10, 887	△33, 850	△91, 755	△37, 208	41, 246
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△15, 858	△19, 519	105, 730	△15, 901	△19, 303
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	380, 811	315, 362	333, 383	319, 998	299, 497
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	17, 825 [5, 055]	19, 371 [5, 359]	20, 867 [5, 245]	18, 118 [5, 159]	19, 572 [5, 318]

⁽注) 1 第66期中および第67期中の平均臨時雇用者数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります

² 第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間および最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第65期中	第66期中	第67期中	第65期	第66期
会計期間		自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
正味収入保険料 (対前年同期増減率)	(百万円) (%)	688, 479 (△0. 90)	674, 871 (△1. 98)	641, 665 (△4. 92)	1, 345, 024 (△1. 30)	1, 290, 464 (△4. 06)
経常利益 (△は経常損失) (対前年同期増減率)	(百万円) (%)	68, 255 (39. 21)	$29,327$ ($\triangle 57.03$)	32, 138 (9. 59)	73, 316 $(\triangle 20.11)$	$\triangle 153,884 \\ (\triangle 309.89)$
中間(当期)純利益 (△は当期純損失) (対前年同期増減率)	(百万円) (%)	43, 273 (89. 44)	$17,205$ ($\triangle 60.24$)	30, 715 (78. 52)	44, 667 (△7. 25)	$\triangle 73, 943$ ($\triangle 265. 54$)
正味損害率	(%)	60.75	63. 53	74. 69	65. 11	70. 34
正味事業費率	(%)	32. 35	33. 77	34. 15	32. 89	34. 51
利息及び配当金収入 (対前年同期増減率)	(百万円) (%)	70, 630 (36. 44)	55, 934 (△20. 81)	46, 319 (△17. 19)	135, 606 (19. 35)	$102,511$ ($\triangle 24.40$)
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株)	70, 000 (987, 733)				
純資産額	(百万円)	1, 461, 760	919, 156	748, 032	1, 074, 490	615, 721
総資産額	(百万円)	6, 025, 454	5, 214, 112	5, 008, 651	5, 388, 567	4, 856, 435
1株当たり純資産額	(円)	1, 484. 25	932. 59	758. 38	1, 090. 78	624. 38
1株当たり 中間(当期)純利益金額 (△は1株当たり 当期純損失金額)	(円)	43. 95	17. 47	31. 19	45. 36	△75. 10
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額	(円)	43. 92	17. 47	31. 17	45. 35	_
1株当たり配当額	(円)	_	_	_	20.00	20.00
自己資本比率	(%)	24. 25	17. 61	14. 91	19. 93	12. 66
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	15, 895 [5, 047]	16, 967 [5, 348]	17, 481 (5, 149)	16, 095 [5, 151]	17, 042 [5, 304]

- (注) 1 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 - 2 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
 - 3 第66期中および第67期中の平均臨時雇用者数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。
 - 4 第66期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

(1) 事業内容の重要な変更

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

(2) 主要な関係会社の異動

①損害保険事業

当第2四半期連結会計期間において、Maritima Seguros S.A.およびMaritima Saude Seguros S.A.を関係会社(持分法適用関連会社)としました。

また、関係会社であるセゾン自動車火災保険株式会社を持分法適用関連会社から連結子会社としました。

②生命保険事業

主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

(1) 当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(持分法適用関連会社)					
Maritima Seguros S.A.	ブラジル (サンパウロ)	385, 499千 レアル	損害保険事業		役員の兼任等 1名
Maritima Saude Seguros S.A.	ブラジル (サンパウロ)	54, 107千 レアル	損害保険事業	0. 0 (0. 0) [100. 0]	役員の兼任等 1名

- (注) 1 Maritima Seguros S. A. およびMaritima Saude Seguros S. A. は有価証券届出書および有価証券報告書を提出しておりません。
 - 2 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 - 3 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内に間接所有の割合を内数で記載し、[]内は緊密な者または同意している者の所有割合を外数で記載しております。
- (2) 当第2四半期連結会計期間において、以下の関係会社が持分法適用関連会社から連結子会社となりました。

名称	住所	資本金(百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					当社は業務委託契約に基づ き、その業務の代理を行って おります。
セゾン自動車火災保険 株式会社	東京都豊島区	3, 610	損害保険事業	63.8	役員の兼任等 4名

- (注) 1 セゾン自動車火災保険株式会社は特定子会社には該当せず、有価証券届出書および有価証券報告書を提出 しておりません。
 - 2 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

	// // // // // // // // // // // //
従業員数(人)	20, 867 [5, 245]

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、執行役員(執行役員兼務取締役を除く。)を含みます。臨時従業員数は [] 内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
- (2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

	従業員数(人)		17, 481	[5, 149]	
(24-)	 公米日料2寸米1日料7071111111111111111111111111111111111	一 北チ 17人 と	ガガスと ツガー のロウボナ 今も	1-+ h	±4.7

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、執行 役員(執行役員兼務取締役を除く。)を含みます。臨時従業員数は [] 内に当第2四半期会計期間の平 均人員を外数で記載しております。
 - 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【保険引受の状況】

- (1) 損害保険事業の状況
 - ① 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

区分	(自	四半期連結会 平成20年7月 平成20年9月	1 日	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)			
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	
火災	55, 641	14. 25		54, 692	14. 93	△1.70	
海上	13, 681	3. 50		10, 078	2.75	△26. 34	
傷害	72, 232	18. 50		55, 510	15. 16	△23. 15	
自動車	161, 606	41.38		159, 446	43. 54	△1. 34	
自動車損害賠償責任	43, 084	11. 03		43, 318	11.83	0. 54	
その他	44, 276	11. 34		43, 166	11. 79	△2. 51	
合計	390, 523	100.00		366, 213	100.00	△6. 22	
(うち収入積立保険料)	(46, 192)	(11. 83)		(29, 417)	(8.03)	(△36.31)	

- (注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
 - 2 「元受正味保険料(含む収入積立保険料)」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。(積立型保険の積立保険料を含みます。)

② 正味収入保険料

区分	前第2 (自 至	四半期連結会 平成20年7月 平成20年9月	1 目	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)			
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	
火災	37, 156	11. 10		35, 715	11. 15	△3.88	
海上	11, 165	3. 33		7, 868	2.46	△29. 52	
傷害	33, 108	9.89		33, 057	10. 32	△0. 15	
自動車	161, 057	48.09		159, 138	49. 66	△1.19	
自動車損害賠償責任	50, 856	15. 19		45, 014	14. 05	△11. 49	
その他	41, 540	12. 40		39, 666	12. 38	△4. 51	
合計	334, 884	100.00		320, 461	100.00	△4. 31	

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

③ 正味支払保険金

区分	(自	四半期連結会 平成20年7月 平成20年9月	1 目	(自	四半期連結会 平成21年7月 平成21年9月	1 日
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	15, 857	7. 90		15, 773	6. 53	△0. 53
海上	4, 478	2. 23		3, 716	1.54	△17. 01
傷害	17, 206	8. 57		17, 029	7. 05	△1. 03
自動車	99, 365	49. 50		100, 907	41.78	1. 55
自動車損害賠償責任	41, 708	20.78		39, 044	16. 17	△6. 39
その他	22, 137	11.03		65, 022	26. 92	193. 72
合計	200, 753	100.00		241, 494	100.00	20. 29

⁽注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

(2) 生命保険事業の状況

① 保有契約高

区分	当第2四半期這 (平成21年	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	金額 (百万円)	対前年度末比 増減(△)率(%)	金額 (百万円)
個人保険	10, 692, 175	4. 27	10, 254, 286
個人年金保険	80, 750	△0.84	81, 435
団体保険	1, 833, 473	△9. 86	2, 033, 965
団体年金保険	_	_	_

- (注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
 - 2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

② 新契約高

区分	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)			当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		
	新契約+転換 による純増加 (百万円)		転換による 純増加 (百万円)	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	437, 877	437, 877	_	613, 247	613, 247	_
個人年金保険	442	442	_	427	427	_
団体保険	4, 210	4, 210	_	23, 470	23, 470	_
団体年金保険	_	_	_	_	_	_

- (注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
 - 2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(参考) 提出会社の状況

ソルベンシー・マージン比率

			当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
(A)	ソルベンシー・マージン総額	(百万円)	1, 596, 345	1, 264, 786
	資本金又は基金等	(百万円)	422, 147	391, 013
	価格変動準備金	(百万円)	8, 648	5, 779
	危険準備金	(百万円)	611	611
	異常危険準備金	(百万円)	450, 304	446, 019
	一般貸倒引当金	(百万円)	1, 117	899
	その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	(百万円)	453, 594	285, 244
	土地の含み損益	(百万円)	53, 130	63, 450
	払戻積立金超過額	(百万円)	_	_
	負債性資本調達手段等	(百万円)	128, 000	_
	控除項目	(百万円)	91, 768	81, 480
	その他	(百万円)	170, 560	153, 248
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	(百万円)	411, 983	404, 892
	一般保険リスク (R1)	(百万円)	86, 235	86, 313
	第三分野保険の保険リスク (R2)	(百万円)	_	_
	予定利率リスク (R3)	(百万円)	5, 545	5, 572
	資産運用リスク (R4)	(百万円)	175, 042	161, 758
	経営管理リスク (R5)	(百万円)	9, 386	13, 696
	巨大災害リスク (R6)	(百万円)	202, 475	202, 915
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	(%)	774. 9	624. 7

⁽注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に 基づいて算出しております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」(本表の「(B)リスクの合計額」)に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(本表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(本表の(C))であります。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

①保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生 (一般保険リスク) し得る危険(巨大災害に係る危険を除きます。)

(第三分野保険の保険リスク)

②予定利率上の危険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下 (予定利率リスク) 回ることにより発生し得る危険

③資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて

(資産運用リスク) 変動することにより発生し得る危険等

④経営管理上の危険 :業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 (経営管理リスク) ①~③および⑤以外のもの

⑤巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相 (巨大災害リスク) 当)により発生し得る危険

- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額) とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除きます。)、諸準備金(価格変動準備金・ 異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性 を判断するための指標のひとつでありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払 能力の充実の状況が適当である」とされています。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度 の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間における、経営上の重要な契約等は次のとおりです。

当社と日本興亜損害保険株式会社(以下「日本興亜損保」)は、平成21年3月13日に経営統合に向けての基本合意書を締結しておりますが、その後、平成21年7月29日開催の両社の取締役会において、「経営統合に向けての契約書」を決議し、同契約書を締結いたしました。同契約書で定められた事項の概要は以下のとおりであります。本経営統合は、両社の臨時株主総会の承認と関係当局の認可等を前提としております。

なお、当社と日本興亜損保との経営統合に関するその後の経過については、「第5 経理の状況

1 中間連結財務諸表」の注記事項「重要な後発事象」をご参照ください。

(1) 株式移転の目的

平成21年3月13日に締結された、経営統合に向けての基本合意書から変更ありません。

(2) 株式移転の条件

①株式移転の方法

平成21年3月13日に締結された、経営統合に向けての基本合意書から変更ありません。

②株式移転の日程

経営統合に向けての基本合意書締結 平成21年3月13日

経営統合に向けての契約書締結 平成21年7月29日

株式移転計画書作成 平成21年10月末日まで (予定)

株式移転計画承認臨時株主総会 平成21年12月下旬 (予定)

共同持株会社設立登記日 平成22年 4月1日 (予定)

(3) 株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式の数およびその算定根拠

①株式移転比率

	当社	日本興亜損保
株式移転比率	1	0. 9

- (注) 1 本経営統合に伴い、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、日本興亜損保の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.9株を割当て交付します。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。
 - 2 共同持株会社が発行する新株式数 (予定):普通株式:1,722,802,230株 上記は平成21年3月31日現在における両社の発行済株式総数を前提として算定した株式数であり、両社 は、本件株式移転効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、共 同持株会社が発行する新株式数は変動いたします。また両社の新株予約権が行使された場合も、新株式数は 変動することがあります。

②株式移転比率の算定根拠

当社および日本興亜損保は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は野村證券株式会社(以下「野村證券」)、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)、ゴールドマン・サックス証券株式会社(以下「ゴールドマン・サックス」)に対し、また日本興亜損保はメリルリンチ日本証券株式会社(以下「メリルリンチ」)、三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」)に対し、それぞれ本経営統合に係る株式移転比率の算定を依頼しました。

当社は、野村證券、みずほ証券、ゴールドマン・サックスによる算定結果を参考に、日本興亜損保は、メリルリンチ、三菱UFJ証券の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成21年7月29日、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率に合意し、決定いたしました。

- (4) 株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の資本金・事業の内容等
 - ①共同持株会社の商号

NKSJホールディングス株式会社

(英文名称) NKSJ Holdings, Inc.

②共同持株会社の本店の所在地 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

③代表者の氏名

共同持株会社の設立時においては、以下の代表取締役2名が共同CEOに就任します。

共同CEO 兼 代表取締役会長 兵頭 誠 共同CEO 兼 代表取締役社長 佐藤 正敏

④事業の内容

本持株会社の事業の目的は次に掲げるものとします。

- A. 損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理
- B. その他前記A. の業務に附帯する業務

資本金の額、純資産の額については未定であります。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に含まれる将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社および 連結子会社)が判断したものです。

(1) 経営成績の概況

当第2四半期連結会計期間における日本経済は、大幅な悪化が下げ止まり、持ち直しの動きがみられました。公共投資は堅調に推移し、輸出、生産に持ち直しの動きがみられました。一方、企業収益の落ち込みを反映して設備投資は減少を続けました。個人消費は、各種経済対策の効果もあって、耐久消費財に持ち直しが見られましたが、雇用・所得環境の悪化が続いているため、全体的に弱めの動きとなりました。

このような情勢の中、当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の 業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が支払備金戻入額の増加などにより前第2四半期連結会計期間に比べて355億円増加して4,714億円、資産運用収益が利息及び配当金収入の減少などにより前第2四半期連結会計期間に比べて35億円減少して246億円、その他経常収益が前第2四半期連結会計期間に比べて7億円増加して35億円となり、合計で前第2四半期連結会計期間に比べて327億円増加して4,996億円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が正味支払保険金の増加などにより前第2四半期連結会計期間に比べて233億円増加して3,741億円、資産運用費用が有価証券評価損の減少などにより前第2四半期連結会計期間に比べて20億円減少して125億円、営業費及び一般管理費が前第2四半期連結会計期間に比べて17億円減少して730億円、その他経常費用が前第2四半期連結会計期間に比べて20億円増加して27億円となり、合計で前第2四半期連結会計期間に比べて216億円増加して4,625億円となりました。

この結果、経常収益から経常費用を差し引いた当第2四半期連結会計期間の経常利益は、前第2四半期連結会計期間と比べて110億円増加して370億円となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税等および少数株主損失を加減した結果、当第2四半期連結会計期間の四半期純利益は、前第2四半期連結会計期間と比べて177億円増加して331億円となりました。

当社グループの事業の種類別の状況は次のとおりであります。

①損害保険事業

正味収入保険料は、前年4月の料率改定の影響により自動車損害賠償責任保険が減収となったこと、物流の減少により海上保険が減収となったことなどにより前第2四半期連結会計期間に比べて144億円減少し3,204億円となりました。正味収入保険料に資産運用収益などを加えた経常収益は、前第2四半期連結会計期間に比べて423億円増加して4,720億円となりました。経常利益は、前第2四半期連結会計期間に比べて122億円増加して351億円となりました。

②生命保険事業

経常収益は、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において生命保険料が減少したことなどにより前第2四半期連結会計期間に比べて100億円減少して279億円となりました。経常利益は、前第2四半期連結会計期間に比べて12億円減少して19億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)における営業活動によるキャッシュ・フローは、保険料の減収などにより前第2四半期連結会計期間に比べて485億円減少して19億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が増加したことなどにより前第 2四半期連結会計期間に比べて607億円減少して△822億円となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結会計期間に比べて9億円減少して △10億円となりました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、3,333億円となりました。

資金(現金及び現金同等物)は、手許資金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能な一定 範囲の短期投資※からなっており、日々の支払必要額の予期せぬ変動に備えて、十分確保していま す。

さらに、巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払などの資金繰り悪化のリスクに備え、巨大災害時 の保険金支払などの資金流出額を予想したうえで、十分な流動性資産を確保しています。

※ 一定範囲の短期投資:価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に、重要な変更および新たに生じた課題はありません。なお、当社と日本興亜損害保険株式会社との経営統合に関するその後の経過については前記「3 経営上の重要な契約等」および後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表」の注記事項「重要な後発事象」をご参照ください。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(注) 各計数の表示および計算は次のとおりであります。 保険料等の金額は記載未満を切り捨てて表示しております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

①提出会社

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

②国内子会社

当第2四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社から連結子会社となったセゾン自動車火災 保険株式会社の本店が、新たに当社グループの主要な設備となりました。当該設備の状況は、以下のと おりであります。

(平成21年9月30日現在)

会社名	店名 (所在地)	別属山兀 セグメ	事業の種類別 セグメントの	帳簿価額(百万円)				従業員数
云似名 			名称	土地 (面積㎡)	建物	動産	リース資産	(人)
セゾン自動車 火災保険 株式会社	本店 (東京都豊島区)	27	損害保険事業		17	4	129	481 [10]

- (注) 1 上記はすべて営業用設備であります。
 - 2 所属出先機関数は、支社、営業所および海外駐在員事務所の合計であります。
 - 3 臨時従業員については、従業員数欄に[]で外書きしております。

③在外子会社

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末における重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更および重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2, 000, 000, 000
計	2, 000, 000, 000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	987, 733, 424	987, 733, 424		単元株式数は1,000株であります。
計	987, 733, 424	987, 733, 424		

⁽注) 「提出日現在発行数」には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。 株主総会の特別決議(平成14年6月27日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	215(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	215,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり777円(平成14年8月1日発行) 1 株当たり712円(平成14年11月1日発行) 1 株当たり581円(平成15年5月1日発行) 1 株当たり574円(平成15年6月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成14年8月1日発行)1株当たり777円 資本組入額1株当たり389円 発行価格(平成14年11月1日発行)1株当たり712円 資本組入額1株当たり356円 発行価格(平成15年5月1日発行)1株当たり581円 資本組入額1株当たり291円 発行価格(平成15年6月1日発行)1株当たり574円 資本組入額1株当たり287円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 3 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契 約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成15年6月27日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	250(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり735円(平成15年8月1日発行) 1 株当たり901円(平成16年2月2日発行)
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成15年8月1日発行)1株当たり735円 資本組入額1株当たり368円 発行価格(平成16年2月2日発行)1株当たり901円 資本組入額1株当たり451円
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 3 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契 約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	572(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	572,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,167円(平成16年8月2日発行) 1株当たり1,082円(平成17年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成16年8月2日発行)1株当たり1,167円 資本組入額1株当たり584円 発行価格(平成17年2月1日発行)1株当たり1,082円 資本組入額1株当たり541円
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 3 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契 約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	728(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	728,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,148円(平成17年8月1日発行) 1株当たり1,665円(平成18年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成17年8月1日発行)1株当たり1,148円 資本組入額1株当たり574円 発行価格(平成18年2月1日発行)1株当たり1,665円 資本組入額1株当たり833円
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 3 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5 年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契 約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

会社法第238条第1項、第2項、第240条第1項および第243条第2項の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会決議(平成18年7月21日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	324(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,598円(平成18年8月7日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成18年8月7日発行)1株当たり2,068円 資本組入額 1株当たり1,034円
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5 参照

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
 - 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
 - 3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成20年7月22日から平成28年6月28日までとなります。
 - 4 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5 年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に 定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から 12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案の うえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編
- (5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記①~⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会 決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができま す

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 - (注)4に準じて決定します。

取締役会決議(平成19年1月26日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	316(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	316,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり1,623円(平成19年2月15日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年2月15日発行)1株当たり2,138円 資本組入額 1株当たり1,069円
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5 参照

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
 - 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
 - 3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年1月27日から平成28年6月28日までとなります。
 - 4 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から 12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案の うえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編
- (5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記①~⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会 決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができま す

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 - (注)4に準じて決定します。

取締役会決議(平成19年7月27日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	403(注) 1 参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000(注) 2 参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり1,547円(平成19年8月13日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年8月13日発行)1株当たり1,926円 資本組入額 1株当たり963円
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5 参照

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
 - 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
 - 3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年7月28日から平成29年6月27日までとなります。
 - 4 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5 年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に 定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から 12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案の うえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編 成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記①~⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会 決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができま す

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 - (注)4に準じて決定します。

取締役会決議(平成20年1月25日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)		
新株予約権の数(個)	382(注) 1 参照		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	382,000(注)2参照		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり990円(平成20年2月12日発行)		
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年2月12日発行)1株当たり1,226円 資本組入額 1株当たり613円		
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照		
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。		
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5 参照		

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
 - 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
 - 3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成22年1月26日から平成29年6月27日までとなります。
 - 4 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から 12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
 - (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案の うえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編 成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記①~⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会 決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができま す

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 - (注)4に準じて決定します。

取締役会決議(平成20年7月25日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)		
新株予約権の数(個)	2,973(注)1参照		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	297, 300(注) 2 参照		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円(平成20年8月11日発行)		
新株予約権の行使期間	平成20年8月12日から 平成45年8月11日まで		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年8月11日発行)1株当たり941円 資本組入額 1株当たり471円		
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照		
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。		
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 参照		

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株であります。
 - 2 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
 - 3 行使条件
 - (1) 新株予約権は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、後記(4)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者は、平成20年8月11日以降に割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(権利行使価額)

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記 (3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の 効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日まで とします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記①、②、③、④または⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合 は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得 することができます。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することも しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを 設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 - (注)3に準じて決定します。

取締役会決議(平成21年7月24日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	7,471(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	747, 100(注) 2 参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円(平成21年8月10日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年8月11日から 平成46年8月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成21年8月10日発行)1株当たり624円 資本組入額 1株当たり312円
新株予約権の行使の条件	(注) 3 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 参照

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株であります。
 - 2 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
 - 3 行使条件
 - (1) 新株予約権は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、後記(4)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者は、平成20年8月11日以降に割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(権利行使価額)

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記 (3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の 効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日まで とします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。 下記①、②、③、④または⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合 は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得 することができます。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することも しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを 設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 - (注)3に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年9月30日	_	987, 733	_	70,000		24, 229

(5) 【大株主の状況】

(平成21年9月30日現在) 発行済株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	56, 573	5. 73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	51, 456	5. 21
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	40, 908	4. 14
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	32, 992	3. 34
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	32, 324	3. 27
損保ジャパン従業員持株会	東京都新宿区西新宿1丁目26-1 株式会社損害保険ジャパン本店内	22, 301	2. 26
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	21,600	2. 19
ザ チェース マンハッタン バン ク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	12, 133	1. 23
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	11, 215	1. 14
オーディー05オムニバスチャイナト リーティ808150 (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋 3 丁目11-1)	10, 505	1.06
計		292, 008	29. 56

⁽注) 1 第一生命保険相互会社の所有株式数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している株式17,971 千株が含まれております。

(株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口」です。)

2 当第2四半期会計期間において、株式会社みずほコーポレート銀行および共同保有者計4社から平成21年6月22日付けで提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成21年6月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」は、株式名簿の記載内容に基づいて記載しております

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	32, 324	3. 27
みずほ信託銀行株式会社	15, 882	1. 61
みずほインベスターズ証券株式会社	2, 582	0. 26
みずほ投信投資顧問株式会社	3, 336	0. 34

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_		_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,108,000 (相互保有株式) 普通株式 7,000	ı	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 979, 557, 000	979, 557	_
単元未満株式	普通株式 5,061,424	_	_
発行済株式総数	987, 733, 424	_	_
総株主の議決権	_	979, 557	_

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式4,000株(議決権4個) が含まれております。
 - 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式89株および株式会社証券保管振替機構名義の株式 306株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	3, 108, 000	_	3, 108, 000	0. 31
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目6番33号	7,000	_	7,000	0.00
計	_	3, 115, 000	_	3, 115, 000	0. 31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	647	739	735	654	685	647
最低(円)	509	568	615	564	607	582

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

なお、当社では事業戦略の迅速かつ的確な遂行を図るため、執行役員制度を導入しております。 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの執行役員の異動は以下のとおり です。

(1) 新任執行役員

役名	委嘱先	氏名	就任年月日
執行役員	事務企画部長	末廣 利明	平成21年7月1日
執行役員	長野支店長	中島 隆太	平成21年7月1日

(2) 退任執行役員

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、執行役員の退任はありません。

(3) 執行役員の異動

亲	近日の大きなのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、ままないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、ままないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、ままないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、ままないのでは、これないのでは、これないのでは、ままないのでは、これないいのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これないのでは、これ	旧役名および旧委嘱先		氏名	異動年月日
執行役員	事務企画部長 兼事務システム統合推進室長	執行役員	事務企画部長	末廣 利明	平成21年11月1日

第5 【経理の状況】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

- 1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11 年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」といいます。)ならびに同規則第48条および第69条 の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)は、改正前の中間連結 財務諸表規則および保険業法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平 成21年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づいて作成しており ます。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。)ならびに同規則第38条および第57条に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づき、当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) および当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) の中間連結財務諸表ならびに前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) および当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

前連結会計年度の 前中間連結会計期間末 当中間連結会計期間末 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日) (平成21年9月30日) (平成21年3月31日) 資産の部 現金及び預貯金 **※**3 156, 458 Ж3 157, 431 **※**3 151, 781 コールローン 75, 700 57, 100 73,600 買現先勘定 90, 379 150, 957 81,978 買入金銭債権 49,028 36, 575 40, 160 金銭の信託 9,715 33,008 12, 348 **%**3, **%**4 4, 631, 761 *****3, *****4 **4**, 394, 190 *****3, *****4 **4**, 125, 568 有価証券 **※**2, **※**5 **※**2, **※**5 **※**2, **※**5 貸付金 517, 894 525, 413 498, 278 219, 047 Ж1 Ж1 Ж1 有形固定資産 219,093 216,772 無形固定資産 25,82526,959 26,456その他資産 408, 343 411, 204 434, 189 繰延税金資産 101,947 170, 398 249, 507 貸倒引当金 △16, 317 △16,530 △16, 520 6, 115, 686 5, 913, 379 6, 300, 640 資産の部合計 負債の部 保険契約準備金 5,017,050 4, 957, 271 4, 998, 577 818, 052 支払備金 748, 313 755, 414 4, 201, 857 4, 180, 524 責任準備金等 4, 268, 736 社債 128,000**X**3 **※**3 **※**3 その他負債 208,626192, 535 199,019 退職給付引当金 98,66477,658 99, 342 役員退職慰労引当金 2, 453 31 賞与引当金 16,910 17, 234 14,679 特別法上の準備金 40, 144 6, 487 9,445 価格変動準備金 40, 144 9,445 6, 487 繰延税金負債 365 528 295 負債の部合計 5, 384, 214 5, 382, 744 5, 318, 432 純資産の部 株主資本 資本金 70,000 70,000 70,000 資本剰余金 24, 244 24, 232 24, 229 利益剰余金 409,837 328, 533 320, 381 自己株式 △2,890 △2, 743 △2,839 501, 191 420,022 411,771 株主資本合計 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 417,638 328, 631 207, 503 為替換算調整勘定 $\triangle 4,505$ △19, 198 △26, 274 評価 • 換算差額等合計 413, 133 309, 432 181, 228 新株予約権 1,001 1,302 984 少数株主持分 1,099 2, 184 962 純資産の部合計 916, 425 732, 942 594, 946 負債及び純資産の部合計 6, 300, 640 6, 115, 686 5, 913, 379

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	917, 808	918, 791	1, 767, 980
保険引受収益	854, 803	862, 680	1, 657, 757
(うち正味収入保険料)	689, 217	656, 909	1, 308, 194
(うち収入積立保険料)	73, 950	54, 407	145, 491
(うち積立保険料等運用益)	23, 105	21, 163	43, 024
(うち生命保険料)	67, 029	58, 730	124, 039
(うち支払備金戻入額)	-	70, 926	_
(うち責任準備金等戻入額)	_	_	36, 083
資産運用収益	58, 126	50, 730	101, 968
(うち利息及び配当金収入)	66, 915	57, 255	123, 548
(うち金銭の信託運用益)	_	0	_
(うち売買目的有価証券運用益)	309	115	_
(うち有価証券売却益)	12, 793	5, 517	19, 630
(うち積立保険料等運用益振替)	△23, 105	△21, 163	△43 , 024
その他経常収益	4, 878	5, 380	8, 254
経常費用	880, 743	886, 913	1, 912, 032
保険引受費用	711, 954	716, 291	1, 476, 233
(うち正味支払保険金)	397, 195	449, 013	841, 304
(うち損害調査費)	※ 1 38, 531	% 1 39, 023	% 1 75, 981
(うち諸手数料及び集金費)	% 1 118, 829	% 1 117, 824	※ 1 231, 599
(うち満期返戻金)	85, 723	74, 877	202, 767
(うち生命保険金等)	18, 954	20, 697	39, 485
(うち支払備金繰入額)	2,666	_	82, 732
(うち責任準備金等繰入額)	49, 144	7, 148	_
資産運用費用	18, 807	19, 013	139, 430
(うち金銭の信託運用損)	2, 746	1, 263	12, 746
(うち売買目的有価証券運用損)	_	_	225
(うち有価証券売却損)	691	3, 432	2, 444
(うち有価証券評価損)	8, 289	4, 864	80, 064
営業費及び一般管理費	% 1 149, 306	% 1 146, 240	% 1 293, 790
その他経常費用	675	5, 368	2, 578
(うち支払利息)	78	2, 519	113
経常利益又は経常損失(△)	37, 064	31, 877	△144, 052
特別利益	425	15, 207	34, 231
特別法上の準備金戻入額	_		31, 420
価格変動準備金戻入額	_	_	31, 420
その他	※ 2 425	* 2 15, 207	* 2 2, 810
特別損失	2, 717	3, 246	848
特別法上の準備金繰入額	2, 235	2, 951	_
価格変動準備金繰入額	2, 235	2, 951	_
その他	* 3 481	* 3 295	% 3 848
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	34, 772	43, 837	△110, 669
法人税及び住民税等	28, 928	2, 279	7, 082
過年度法人税等戻入額		△735	
法人税等調整額	△16, 890	13, 039	△50, 931
法人税等合計	12, 038	14, 583	△43, 849
少数株主損失(△)	Δ0	△91	△110
中間純利益又は中間純損失(△)	22, 735	29, 345	△66, 710

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	70,000	70,000	70,000
当中間期末残高	70,000	70, 000	70,000
資本剰余金			
前期末残高	24, 241	24, 229	24, 241
当中間期変動額			
自己株式の処分	3	2	△11
当中間期変動額合計	3	2	△11
当中間期末残高	24, 244	24, 232	24, 229
利益剰余金			
前期末残高	407, 051	320, 381	407, 051
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△257	_	△257
当中間期変動額			
剰余金の配当	△19, 691	△19, 690	△19, 691
中間純利益又は中間純損失 (△)	22, 735	29, 345	△66, 710
自己株式の処分	_	_	△10
連結範囲の変動		△1, 503	_
当中間期変動額合計	3, 044	8, 151	△86, 412
当中間期末残高	409, 837	328, 533	320, 381
自己株式			
前期末残高	△2, 842	△2,839	△2, 842
当中間期変動額			
自己株式の取得	△158	△58	△213
自己株式の処分	111	154	216
当中間期変動額合計	△47	96	3
当中間期末残高	△2,890	△2, 743	△2, 839
株主資本合計	•		
前期末残高	498, 449	411,771	498, 449
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△257	_	△257
当中間期変動額			
剰余金の配当	△19, 691	△19, 690	△19, 691
中間純利益又は中間純損失(△)	22, 735	29, 345	△66, 710
自己株式の取得	△158	△58	△213
自己株式の処分	115	157	194
連結範囲の変動		△1, 503	
当中間期変動額合計	3,000	8, 250	△86, 420
当中間期末残高	501, 191	420, 022	411,771

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	571, 377	207, 503	571, 377
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△153, 738	121, 127	△363, 873
当中間期変動額合計	△153, 738	121, 127	△363, 873
当中間期末残高	417, 638	328, 631	207, 503
為替換算調整勘定			
前期末残高	245	△26, 274	245
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△4, 750	7, 075	△26, 520
当中間期変動額合計	△4, 750	7, 075	△26, 520
当中間期末残高	△4, 505	△19, 198	△26, 274
	△4, 505	△19, 190	△20, 214
評価・換算差額等合計	F71 000	101 000	F71 C00
前期末残高 当中間期変動額	571, 622	181, 228	571, 622
ヨ中間別変動領 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△158, 489	128, 203	△390, 393
当中間期変動額合計	△158, 489	128, 203	△390, 393
当中間期末残高	413, 133	309, 432	181, 228
新株予約権			
前期末残高	557	984	557
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	443	318	426
当中間期変動額合計	443	318	426
当中間期末残高	1,001	1, 302	984
少数株主持分			
前期末残高	546	962	546
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	553	1, 222	416
当中間期変動額合計	553	1, 222	416
当中間期末残高	1,099	2, 184	962
純資産合計	1,000	2, 101	002
前期末残高	1, 071, 176	594, 946	1, 071, 176
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	1, 071, 170 △257		1, 071, 170 △257
当中間期変動額	△201		△201
剰余金の配当	△19, 691	△19, 690	△19, 691
中間純利益又は中間純損失(△)	22, 735	29, 345	△66, 710
自己株式の取得	△158	△58	△213
自己株式の処分	115	157	194
連結範囲の変動	_	△1, 503	_
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△157, 492	129, 745	△389, 551
当中間期変動額合計	△154, 492	137, 996	△475, 971
当中間期末残高	916, 425	732, 942	594, 946

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	34, 772	43, 837	△110, 669
減価償却費	5, 197	5, 619	10, 792
のれん償却額	936	1, 565	1,872
支払備金の増減額(△は減少)	2, 646	△72, 749	85, 595
責任準備金等の増減額 (△は減少)	47, 836	6, 094	△37, 714
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△254	2	△35
退職給付引当金の増減額(△は減少)	2, 158	△22, 399	3, 076
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△49	8	$\triangle 2,471$
賞与引当金の増減額(△は減少)	2, 783	2, 441	552
価格変動準備金の増減額(△は減少)	2, 235	2, 951	△31, 420
利息及び配当金収入	△66, 915	△57, 255	△123, 548
有価証券関係損益(△は益)	△3, 814	3, 655	63, 066
支払利息	78	2, 519	113
為替差損益(△は益)	△290	2,777	10, 935
有形固定資産関係損益(△は益)	187	102	219
貸付金関係損益 (△は益)	37	-	37
持分法による投資損益(△は益)	△689	157	338
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増 減額(△は増加)	19, 521	23, 421	2, 880
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増 減額(△は減少)	△35, 150	△18, 629	△16, 129
その他	13, 403	12, 825	50, 711
小計	24, 632	△63, 052	△91, 797
利息及び配当金の受取額	67, 584	57, 781	126, 285
利息の支払額	△81	△69	△110
法人税等の支払額	△42, 655	21, 920	△71,515
営業活動によるキャッシュ・フロー	49, 479	16, 578	△37, 138
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	2, 851	△19, 531	3, 648
買入金銭債権の取得による支出	△5, 686	△1, 129	△5, 897
買入金銭債権の売却・償還による収入	3, 245	2, 780	8, 977
金銭の信託の増加による支出		△164	_
金銭の信託の減少による収入	6,000	1,002	18, 496
有価証券の取得による支出	△347, 265	△368, 290	△577, 045
有価証券の売却・償還による収入	324, 471	294, 285	598, 409
貸付けによる支出	△79, 877	△71, 300	△150, 151
貸付金の回収による収入	68, 010	87, 019	142, 233
その他	△2,531	△14, 815	10, 837
資産運用活動計	△30, 783	△90, 145	49, 508
営業活動及び資産運用活動計	18, 696	△73, 566	12, 370
有形固定資産の取得による支出	△3, 721	△2, 164	△9, 601
有形固定資産の売却による収入	653	490	1, 338
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	64	_
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33, 850	△91, 755	41, 246

			(12:17,
	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
社債の発行による収入	_	128, 000	_
株式の発行による収入	568	-	700
自己株式の売却による収入	115	157	194
自己株式の取得による支出	△158	△58	△213
配当金の支払額	△19, 911	△19, 783	△19, 724
少数株主への配当金の支払額	$\triangle 4$	_	$\triangle 4$
その他	△127	△2, 585	△255
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19, 519	105, 730	△19, 303
現金及び現金同等物に係る換算差額	△745	2, 864	△5, 305
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4, 636	33, 418	△20, 501
現金及び現金同等物の期首残高	319, 998	299, 497	319, 998
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		467	_
現金及び現金同等物の中間期末残高	% 1 315, 362	% 1 333, 383	% 1 299, 497

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
項目 1 連結の範囲に関する事項	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
	ります。	加取得により子会社と なったため、当中間連 結会計期間から連結子 会社としております。	(Singapore) Fte. Ltd. に社名変更してお ります。

項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	(2) 非連結子会社 主主要な会社名 ・Sompo Japan Reinsurance Company Limited ・Ark Re Limited ・Ark Re Limited ・連に、経済を強力を変し、 に動きないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	を期た期結半つ反 (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (9) (10) (11) (11) (12) (13) (14) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (19) (10) (11) (11) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (19) (10) (11) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (19) (10) (10) (11) (11) (12) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (10) (10) (11) (11) (12) (12) (13) (14) (15) (15) (16) (17) (17) (18) (19) (10) (10) (11) (11) (12) (12) (13) (14) (15) (15) (16) (17) (17) (18) (19) (10) (10) (10) (11) (11) (12) (12) (13) (14) (15) (15) (16) (17) (17) (18) (19) (10) (10) (10) (11) (11) (12) (13) (14) (15) (15) (16) (17) (17) (18) (19) (10) (10)	(2) 非連結子会社 主要な会社名 ・Ark Re Limited ・Sompo Japan Insurance (Hong Kong) Company Limited 非連結終期額) 大会産、経に発生を強性を発生を強力を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(2) 持分法非適用の非連結 子会社、関連会社 主要な会社名	(2) 持分法非適用の非連結 子会社、関連会社 主要な会社名	(2) 持分法非適用の非連結 子会社、関連会社 主要な会社名
	・Sompo Japan	・Ark Re Limited	・Ark Re Limited
	Reinsurance	· Sompo Japan	• Sompo Japan
	Company Limited	Insurance	Insurance
	· Ark Re Limited	(Hong Kong)	(Hong Kong)
	持分法非適用の非連結	Company Limited	Company Limited
	子会社および関連会社	持分法非適用の非連結	持分法非適用の非連結
	については、それぞれ	子会社および関連会社	子会社および関連会社
	中間連結純損益および	については、それぞれ	については、それぞれ
	利益剰余金等に及ぼす	中間連結純損益および	連結純損益および利益
	影響が軽微であり、か	利益剰余金等に及ぼす	剰余金等に及ぼす影響
	つ、全体としても重要	影響が軽微であり、か	が軽微であり、かつ、
	性がないため、持分法	つ、全体としても重要	全体としても重要性が
	を適用しておりませ	性がないため、持分法	ないため、持分法を適
	λ_{\circ}	を適用しておりませ ん。	用しておりません。
3 連結子会社の中間	在外連結子会社の中間決算	同左	在外連結子会社の決算日は
決算日(決算日)	日はいずれも6月30日であ		いずれも12月31日でありま
等に関する事項	りますが、中間決算日の差		すが、決算日の差異が3か
	異が3か月を超えていない		月を超えていないため、本
	ため、本中間連結財務諸表		連結財務諸表の作成にあた
	の作成にあたっては、同日		っては、同日現在の決算財
	現在の中間財務諸表を使用		務諸表を使用しておりま
	しております。		す。
	なお、中間連結決算日との		なお、連結決算日との差異
	差異期間における重要な取		期間における重要な取引に
	引については、連結上必要		ついては、連結上必要な調
	な調整を行っております。		整を行っております。
4 会計処理基準に関	(1) 有価証券の評価基準お	(1) 有価証券の評価基準お	(1) 有価証券の評価基準お
する事項	よび評価方法	よび評価方法	よび評価方法
	当社および国内連結子	同左	同左
	会社の保有する有価証		
	券の評価基準および評価またはなのしなりで		
	価方法は次のとおりで あります。		
	のりまり。 ① 売買目的有価証券に	① 同左	 ① 同左
	ついては、時価法に	<u> илд.</u>	① [H] <u>/ L</u>
	よっております。		
	なお、売却原価の算		
	定は移動平均法によ		
	っております。		
	② 満期保有目的の債券	② 同左	② 同左
	については、移動平		
	均法に基づく償却原		
	価法によっておりま		
	す。		

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	③ 持分法を適用してい ない非連結子会社株 式および関連会社株 式については、移動 平均法に基づく原価 法によっておりま す。	③ 同左	③ 同左
	④ その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決定日の市場価格等に表づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産し、また、売却原価の算定は移動平均法によっており	① 同左	④ その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法に、売却原価の算定は移動平均法によっており
	ます。 ます。 その他有価証券のうち時価評価されていないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。	⑤ 同左	ます。 ⑤ 同左
		⑥ 有価証券運用を主目 的とする単独運用の 金銭の信託において 信託財産として運用 されている有価証券 については、時価法 によっております。	
	⑥ 運用目的および満期 保有目的のいずれに も該当しない有価を 券の保有を目的と動 る単独運用の金銭財 産として運用されて にて運用されて にな有価証券に では、同じた があります。	⑦ 同左	⑥ 同左
	ております。 在外連結子会社の保有 する有価証券について は、主に時価法によっ ております。	同左	同左
	(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法当社および国内連結子会社のデリバティブ取引については、時価法によっております。	(2) デリバティブ取引の評 価基準および評価方法 同左	(2) デリバティブ取引の評 価基準および評価方法 同左

項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
	(3) ① ② ② ② ② ③ ③ ③ ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	(3) 重要ではおして、	(3) 重要な減価償却資産の 減価償却資産の 減価の方法 ① 有資産を除く) 同左 ② 無形固定資産 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(4) 重要な引当金の計上基	(4) 重要な引当金の計上基	(4) 重要な引当金の計上基
	準	準	準
	① 貸倒引当金	① 貸倒引当金	① 貸倒引当金
	当社および国内保険	同左	同左
	連結子会社は、債権		
	の貸倒れによる損失		
	に備えるため、資産		
	の自己査定基準およ		
	び償却・引当基準に		
	基づき、次のとおり		
	計上しております。		
	破産、特別清算、手 形交換所における取		
	形交換別におりる取引停止処分等、法		
	的・形式的に経営破		
	旋の事実が発生して		
	いる債務者に対する		
	債権および実質的に		
	経営破綻に陥ってい		
	る債務者に対する債		
	権については、債権		
	額から担保の処分可		
	能見込額および保証		
	による回収が可能と		
	認められる額等を控		
	除し、その残額を引		
	き当てております。		
	今後、経営破綻に陥		
	る可能性が大きいと		
	認められる債務者に		
	対する債権について		
	は、債権額から担保の加公司的目は額は		
	の処分可能見込額お よび保証による回収		
	が可能と認められる		
	額を控除し、その残		
	額のうち、債務者の		
	支払能力を総合的に		
	判断して必要と認め		
	られる額を引き当て		
	ております。		
	上記以外の債権につ		
	いては、過去の一定		
	期間における貸倒実		
	績等に基づき貸倒実		
	積率を算出し、それ た 世帯 トレマボッキ		
	を基礎として求めた		
	予想損失率を債権額 に乗じることによ		
	り、今後の一定期間		
	における損失見込額		
	を算出し、当該損失		
	見込額を引き当てて		
	おります。		
	1, 0, , ,		

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	また、全ての債権に		
	ついて、資産の自己		
	査定基準に基づき各		
	所管部署が資産査定		
	を実施し、当該部署		
	から独立した資産監		
	査部署等が査定結果		
	を監査しており、そ		
	の査定結果に基づい		
	て上記の引当を行っ		
	ております。		
	その他の連結子会社		
	は、主に個別の債権		
	について回収可能性		
	を検討し、貸倒見積		
	額を計上しておりま		
	す。		

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	② 退職給付引当金	② 退職給付引当金	② 退職給付引当金
	当社および国内連結	当社および国内連結	当社および国内連結
	子会社は、従業員の	子会社は、従業員の	子会社は、従業員の
	退職給付に充てるた	退職給付に充てるた	退職給付に充てるた
	め、当連結会計年度	め、当連結会計年度	め、期末における退
	末における退職給付	末における退職給付	職給付債務の見込額
	債務の見込額に基づ	債務および年金資産	に基づき計上してお
	き、中間連結会計期	の見込額に基づき、	ります。
	間末において発生し	中間連結会計期間末	なお、過去勤務債務
	ていると認められる	において発生してい	は、その発生時の従
	額を計上しておりま	ると認められる額を	業員の平均残存勤務
	す。	計上しております。	期間以内の一定の年
	なお、過去勤務債務	過去勤務債務は、そ	数による定額法によ
	は、その発生時の従	の発生時の従業員の	り費用処理しており
	業員の平均残存勤務	平均残存勤務期間以	ます。
	期間以内の一定の年	内の一定の年数によ	数理計算上の差異
	数による定額法によ	る定額法により費用	は、その発生した各
	り費用処理しており	処理しております。	連結会計年度におけ
	ます。	数理計算上の差異	る従業員の平均残存
	数理計算上の差異	は、その発生した各	勤務期間以内の一定
	は、その発生した各	連結会計年度におけ	の年数による定額法
	連結会計年度におけ	る従業員の平均残存	により翌連結会計年
	る従業員の平均残存	勤務期間以内の一定	度から費用処理する
	勤務期間以内の一定	の年数による定額法	こととしておりま
	の年数による定額法	により翌連結会計年	す。
	により翌連結会計年	度から費用処理する	
	度から費用処理する	こととしておりま	
	こととしておりま	す。	
	す。	なお、当社は、当中	
		間連結会計期間にお	
		いて、当社保有株式	
		を退職給付信託とし	
		て25,276百万円拠出	
		し、これに伴う退職	
		給付信託設定益	
		15,013百万円を特別	
		利益のその他に計上	
		しております。	

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	③ 役員退職慰労引当金当社および国内連結子会社は、役員を含む)の後別のの大きのでは、の内規に基づまます。 おります まります。	③ 役員退職慰労引当金国内連結子会社は、役員の退職を会社は、役員の退職を会社ののようなのでは、では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では	③ 3 (当(のをえづし平催お労打さ平催て額をい当打払の員内員年にに額す追社執退含るくて成のい金ちれ成の、お決、金ち分しと、会を開発を定づ計を発展がある。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、
	④ 賞与引当金 当社および国内連結 子会社は、従業員賞 与に充てるため、中 間連結会計期間末に おける支給見込額を 基準に計上しており ます。	④ 賞与引当金 当社および連結子会 社は、従業員賞与に 充てるため、中間連 結会計期間末におけ る支給見込額を基準 に計上しておりま す。	表示しております。 ④ 賞与引当金 当社および連結子会 社は、従業員賞与に 充てるため、期末に おける支給見込額を 基準に計上しており ます。
	⑤ 価格変動準備金 当社および国内保険 連結子会社は、株式 等の価格変動による 損失に備えるため、 保険業法第115条の 規定に基づき計上し ております。	⑤ 価格変動準備金 同左	⑤ 価格変動準備金 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
・	至 15) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		
	た会計処理によってお ります。		

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
項目	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日) (会計方針の変更)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
	当社および国内連結子		
	会社は、所有権移転外		
	ファイナンス・リース		
	取引について、従来、		
	賃貸借取引に係る方法		
	に準じた会計処理によ		
	っておりましたが、		
	「リース取引に関する		
	会計基準」(企業会計		
	基準第13号 平成5年		
	6月17日(企業会計審		
	議会第一部会)、平成		
	19年3月30日改正) お		
	よび「リース取引に関		
	する会計基準の適用指		
	針」(企業会計基準適		
	用指針第16号 平成6		
	年1月18日(日本公認		
	会計士協会 会計制度		
	委員会)、平成19年3		
	月30日改正)が平成20		
	年4月1日以後開始す		
	る連結会計年度から適		
	用されることになった		
	ことに伴い、当中間連		
	結会計期間からこれら		
	の会計基準等を適用		
	し、リース取引開始日		
	が平成20年4月1日以		
	後の所有権移転外ファ		
	イナンス・リース取引		
	について、通常の売買		
	取引に係る会計処理に		
	よっております。		
	これによる経常利益お		
	よび税金等調整前中間		
	純利益への影響は軽微		
	であります。		
	なお、セグメント情報		
	に与える影響は、当該		
	箇所に記載しております。		
	す。		

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(7) 重要なヘッジ会計の方	(6) 重要なヘッジ会計の方	(6) 重要なヘッジ会計の方
	法	法	法
	当社は、保有する株式	当社は、保有する株式	当社は、保有する株式
	に係る将来の株価変動	に係る将来の株価変動	に係る将来の株価変動
	リスクをヘッジする目	リスクをヘッジする目	リスクをヘッジする目
	的で行う株式スワップ	的で行う株式スワップ	的で行う株式スワップ
	取引については時価へ	取引については時価へ	取引については時価へ
	ッジを適用しておりま	ッジを適用しておりま	ッジを適用しておりま
	す。	す。	す。
	また、保有する債券等	また、保有する債券等	また、保有する債券等
	に係る将来の金利変動	に係る将来の金利変動	に係る将来の金利変動
	リスクをヘッジする目	リスクをヘッジする目	リスクをヘッジする目
	的で行う金利スワップ	的で行う金利スワップ	的で行う金利スワップ
	取引で特例処理の適用	取引で特例処理の適用	取引で特例処理の適用
	要件を満たすものにつ	要件を満たすものにつ	要件を満たすものにつ
	いては金利スワップの	いては金利スワップの	いては金利スワップの
	特例処理を、外貨建の	特例処理を、外貨建の	特例処理を、外貨建の
	債券等に係る将来の為	債券等に係る将来の為	債券等に係る将来の為
	替相場の変動リスクを	替相場の変動リスクを	替相場の変動リスクを
	ヘッジする目的で行う	ヘッジする目的で行う	ヘッジする目的で行う
	為替予約取引および通	為替予約取引および通	為替予約取引および通
	貨スワップ取引で振当	貨スワップ取引につい	貨スワップ取引で振当
	処理の適用要件を満た	ては原則として時価へ	処理の適用要件を満た
	すものについては振当	ッジを、振当処理の適	すものについては振当
	処理を適用しておりま	用要件を満たすものに	処理を適用しておりま
	す。	ついては振当処理を適	す。
	なお、ヘッジの有効性	用しております。	なお、ヘッジの有効性
	については、原則とし	なお、ヘッジの有効性	については、原則とし
	てヘッジ開始時から有	については、原則とし	てヘッジ開始時から有
	効性判定時点までの期	てヘッジ開始時から有	効性判定時点までの期
	間において、ヘッジ対	効性判定時点までの期	間において、ヘッジ対
	象の相場変動とヘッジ	間において、ヘッジ対	象の相場変動とヘッジ
	手段の相場変動を定期	象の相場変動とヘッジ	手段の相場変動を定期
	的に比較し両者の変動	手段の相場変動を定期	的に比較し両者の変動
	額等を基礎にして判断	的に比較し両者の変動	額等を基礎にして判断
	しております。ただ	額等を基礎にして判断	しております。ただ
	し、ヘッジ対象とヘッ	しております。ただ	し、ヘッジ対象とヘッ
	ジ手段との間に高い相	し、ヘッジ対象とヘッ	ジ手段との間に高い相
	関関係があることが明	ジ手段との間に高い相	関関係があることが明
	らかなもの、金利スワップの特例処理の適用	関関係があることが明	らかなもの、金利スワップの特例処理の適用
	要件を満たすものおよ	らかなもの、金利スワ ップの特例処理の適用	ップの特例処理の適用
	び振当処理の適用要件	ックの特例処理の週用 要件を満たすものおよ	要件を満たすものおよび振当処理の適用要件
	を満たすものについて	び振当処理の適用要件	を満たすものについて
	は、ヘッジの有効性の	を満たすものについて	は、ヘッジの有効性の
	判定を省略しておりま	は、ヘッジの有効性の	判定を省略しておりま
	刊足を目略してわります。	判定を省略しておりま	刊足を目略してわります。
	/ 0	す。	7.0
	I	/ ·	

項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
	(8) (9) (9) (9) (1) というでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないでは、大きないのでは、大きないでは、大きないのでは、大きないでは、大きないのでは、大きないでは、大きないのでは、大きないでは、大きないでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	(8) 在外連結子会社の会計 処理基準 当該在外連結子会社の 所在地国における会計 処理基準に連結決算上 必要な修正を行ってお ります。	(7) 消費 (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (7) 前費 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)

		VV 다 BB/녹산 스크I HII BB	シャ まけ く ヨ と 広
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
項目	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
5 中間連結キャッシ	中間連結キャッシュ・フロ	同左	連結キャッシュ・フロー計
ュ・フロー計算書	ー計算書における資金(現		算書における資金(現金及
(連結キャッシ	金及び現金同等物)は、手		び現金同等物)は、手許現
ュ・フロー計算	許現金、随時引き出し可能		金、随時引き出し可能な預
書) における資金	な預金および容易に換金可		金および容易に換金可能で
の範囲	能であり、かつ、価値の変		あり、かつ、価値の変動に
	動について僅少なリスクし		ついて僅少なリスクしか負
	か負わない取得日から満期		わない取得日から満期日ま
	日または償還日までの期間		たは償還日までの期間が3
	が3か月以内の定期預金等		か月以内の定期預金等の短
	の短期投資からなっており		期投資からなっておりま
	ます。		す。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

延滞債権に該当しないもの

であります。

前中間連結会計期間末 当中間連結会計期間末 前連結会計年度末 (平成21年9月30日) (平成21年3月31日) (平成20年9月30日) **※** 1 有形固定資産の減価償却累計 **※** 1 有形固定資産の減価償却累計 有形固定資産の減価償却累計 額は233,196百万円でありま 額は240,137百万円でありま 額は236,040百万円でありま す。 ※2(1)貸付金のうち、破綻先債権 ※2(1)貸付金のうち、破綻先債権 ※2(1)貸付金のうち、破綻先債権 額は311百万円、延滞債権 額は851百万円、延滞債権 額は491百万円、延滞債権 額は2,247百万円でありま 額は2,289百万円でありま 額は2,474百万円でありま す。 す。 す。 なお、破綻先債権とは、元 なお、破綻先債権とは、元 なお、破綻先債権とは、元 本または利息の支払の遅延 本または利息の支払の遅延 本または利息の支払の遅延 が相当期間継続しているこ が相当期間継続しているこ が相当期間継続しているこ とその他の事由により元本 とその他の事由により元本 とその他の事由により元本 または利息の取立てまたは または利息の取立てまたは または利息の取立てまたは 弁済の見込みがないものと 弁済の見込みがないものと 弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなか して未収利息を計上しなか して未収利息を計上しなか った貸付金(貸倒償却を行 った貸付金(貸倒償却を行 った貸付金(貸倒償却を行 った部分を除く。以下「未 った部分を除く。以下「未 った部分を除く。以下「未 収利息不計上貸付金」とい 収利息不計上貸付金」とい 収利息不計上貸付金」とい う) のうち、法人税法施行 う。) のうち、法人税法施 う) のうち、法人税法施行 令 (昭和40年政令第97号) 行令 (昭和40年政令第97 令 (昭和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイか 第96条第1項第3号イから 号) 第96条第1項第3号イ らホまでに掲げる事由また からホまで(貸倒引当金勘 ホまで (貸倒引当金勘定へ は同項第4号に規定する事 定への繰入限度額) に掲げ の繰入限度額) に掲げる事 由が生じている貸付金であ る事由または同項第4号に 由または同項第4号に規定 ります。 規定する事由が生じている する事由が生じている貸付 また、延滞債権とは、未収 貸付金であります。 金であります。 利息不計上貸付金であっ また、延滞債権とは、未収 また、延滞債権とは、未収 て、破綻先債権および債務 利息不計上貸付金であっ 利息不計上貸付金であっ 者の経営再建または支援を て、破綻先債権および債務 て、破綻先債権および債務 図ることを目的として利息 者の経営再建または支援を 者の経営再建または支援を の支払を猶予した貸付金以 図ることを目的として利息 図ることを目的として利息 外の貸付金であります。 の支払を猶予した貸付金以 の支払を猶予した貸付金以 外の貸付金であります。 外の貸付金であります。 (2) 貸付金のうち、3カ月以上 (2) 貸付金のうち、3カ月以上 (2) 貸付金のうち、3カ月以上 延滞債権額は0百万円であ 延滞債権額は0百万円であ 延滞債権額は4百万円であ ります。 ります。 ります。 なお、3カ月以上延滞債権 なお、3カ月以上延滞債権 なお、3カ月以上延滞債権 とは、元本または利息の支 とは、元本または利息の支 とは、元本または利息の支 払が、約定支払日の翌日か 払が、約定支払日の翌日か 払が、約定支払日の翌日か ら3月以上遅延している貸 ら3月以上遅延している貸 ら3月以上遅延している貸 付金で、破綻先債権および 付金で、破綻先債権および 付金で、破綻先債権および

延滞債権に該当しないもの

であります。

延滞債権に該当しないもの

であります。

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)

- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は827百万円であります。
 - なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建また は支援を図ることを目的の 支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先有 権、延滞債権および3カ月 以上延滞債権に該当しない ものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額 および貸付条件緩和債権額 の合計額は3,386百万円であります。
- ※3 担保に供している資産は、有価証券54,547百万円および預貯金8,048百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金541百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。

なお、当社の再保険契約上の 債務を保証する目的で設立さ れた特別目的会社を通じて、 実質的に担保に供している資 産は有価証券8,923百万円で あります。

- ※4 有価証券には消費貸借契約に より貸し付けているものが 97,487百万円含まれております。
- ※5 貸付コミットメント契約に係 る融資未実行残高は25,910百 万円であります。

当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は712百万円であります。
 - なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建また は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債 権、延滞債権に該当しない ものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額 および貸付条件緩和債権額 の合計額は3,853百万円であります。
- ※3 担保に供している資産は、有価証券67,805百万円および預貯金7,103百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金456百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。

なお、当社の再保険契約上の 債務を保証する目的で設立さ れた特別目的会社を通じて、 実質的に担保に供している資 産は有価証券3,465百万円で あります。

- ※4 有価証券には消費貸借契約に より貸し付けているものが 77,379百万円含まれておりま す。
- ※5 貸付コミットメント契約に係 る融資未実行残高は20,972百 万円であります。

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)

- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩 和債権額は451百万円であ ります。
 - なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建また は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の他の債務 予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債 権、延滞債権に該当しない ものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額 および貸付条件緩和債権額 の合計額は3,421百万円であります。
- ※3 担保に供している資産は、有価証券76,681百万円および預貯金7,534百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金512百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。

なお、当社の再保険契約上の 債務を保証する目的で設立さ れた特別目的会社を通じて、 実質的に担保に供している資 産は有価証券8,530百万円で あります。

- ※4 有価証券には消費貸借契約に より貸し付けているものが 73,964百万円含まれております。
- ※5 貸付コミットメント契約に係 る融資未実行残高は24,308百 万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

	岩山町本外入計和 町	1	小中間,率待 少 到.和間	1	並 海什 <u>人</u> 乳左座		
	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日		当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日		前連結会計年度 (自 平成20年4月1日		
	至 平成20年9月30日)		至 平成21年9月30日)		至 平成21年3月31日)		
※ 1	事業費の主な内訳は次のとお	※ 1	事業費の主な内訳は次のとお	※ 1	事業費の主な内訳は次のとお		
	りであります。		りであります。		りであります。		
	代理店 手数料等 118,550百万円		代理店 手数料等 117, 279百万円		代理店 手数料等 232, 552百万円		
	給与 59,319百万円		給与 58,516百万円		給与 133,878百万円		
	なお、事業費は中間連結損益		なお、事業費は中間連結損益		なお、事業費は連結損益計算		
	計算書における損害調査費、		計算書における損害調査費、		書における損害調査費、諸手		
	諸手数料及び集金費ならびに		諸手数料及び集金費ならびに		数料及び集金費ならびに営業		
	営業費及び一般管理費の合計		営業費及び一般管理費の合計		費及び一般管理費の合計であ		
* 2	であります。 特別利益のその他は、当社お	※ 2	であります。 特別利益のその他は、当社の	※ 2	ります。 特別利益のその他は、当社お		
X	おび連結子会社の固定資産処	* Z	退職給付信託設定益15,013百	* Z	よび連結子会社の固定資産処		
	分益294百万円ならびに連結		万円ならびに当社および連結		分益629百万円、当社が海外		
	子会社に関する持分変動益		子会社における固定資産処分		再保険取引に起因する損失に		
	131百万円であります。		益193百万円であります。		関して米国保険代理店フォー		
					トレス・リー社等より受け取		
					った和解金2,050百万円およ		
					び連結子会社に関する持分変		
\ * / 0		\ * / 0		\ * / 0	動益131百万円であります。		
 % 3	特別損失のその他は、当社お	※ 3	特別損失のその他は、当社お	※ 3	特別損失のその他は、当社お		
	よび連結子会社における固定 資産処分損368百万円ならび		よび連結子会社における固定 資産処分損295百万円であり		よび連結子会社における固定 資産処分損734百万円ならび		
	に当社における不動産評価損		ます。		に当社における不動産評価損		
	113百万円であります。		♣ 1 0		113百万円であります。		
				i			

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
- 1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	987, 733	_	_	987, 733
合 計	987, 733	_	_	987, 733
自己株式				
普通株式	3, 181	155	124	3, 213
合 計	3, 181	155	124	3, 213

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加155千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2 普通株式の自己株式の株式数の減少124千株は、単元未満株式の買増しによる減少79千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分45千株であります。
- 2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計期間末 残高(百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,001
合 計		1,001

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,691百万円	20円	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるものはありません。

- Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
- 1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	987, 733	_	_	987, 733
合 計	987, 733	_	_	987, 733
自己株式				
普通株式	3, 188	93	173	3, 108
合 計	3, 188	93	173	3, 108

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加93千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2 普通株式の自己株式の株式数の減少173千株は、単元未満株式の買増しによる減少17千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分156千株であります。
- 2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計期間末 残高(百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	1, 302
合 計		1, 302

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,690百万円	20円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるものはありません。

- Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
- 1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	987, 733	_	_	987, 733
合 計	987, 733	_	_	987, 733
自己株式				
普通株式	3, 181	248	241	3, 188
合 計	3, 181	248	241	3, 188

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加248千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2 普通株式の自己株式の株式数の減少241千株は、単元未満株式の買増しによる減少178千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分63千株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分 新株予約権の内訳		当連結会計年度末 残高(百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	984
合 計		984

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,691百万円	20円	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,690百万円	利益剰余金	20円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
※1 現金及び現金同等物の中間期 末残高と中間連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額 との関係 (平成20年9月30日現在) 現金及び預貯金 156,458百万円 コールローン 75,700百万円	 ※1 現金及び現金同等物の中間期 末残高と中間連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額 との関係 (平成21年9月30日現在) 現金及び預貯金 157,431百万円 コールローン 57,100百万円 	※1 現金及び現金同等物の期末残 高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年3月31日現在) 現金及び預貯金 151,781百万円 コールローン 73,600百万円		
買現先勘定90,379百万円買入金銭債権49,028百万円有価証券4,631,761百万円預入期間が3か 月を超える定期 預金△17,652百万円現金同等物以外 の買入金銭債権△44,032百万円現金同等物以外 の有価証券△4,626,280百万円	買現先勘定150,957百万円有価証券4,394,190百万円預入期間が3か月を超える定期 預金△34,771百万円現金同等物以外の有価証券△4,391,524百万円現金及び現金同等物333,383百万円	買現先勘定 81,978百万円 買入金銭債権 40,160百万円 有価証券 4,125,568百万円 預入期間が3か 月を超える定期 △14,610百万円 預金 現金同等物以外 の買入金銭債権 △38,160百万円 現金同等物以外 の有価証券 △4,120,819百万円		
現金及び現金同	2 同左	現金及び現金同等物 299, 497百万円 2 同左		

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 平成20年4月1日 平成21年4月1日 平成20年4月1日 平成20年9月30日) 平成21年9月30日) 平成21年3月31日) ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所 通常の賃貸借取引に係る方法に 有権移転外ファイナンス・リー 準じて会計処理を行っている所 準じて会計処理を行っている所 有権移転外ファイナンス・リー 有権移転外ファイナンス・リー ス取引 (借主側) ス取引 (借主側) ス取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、 (1) リース物件の取得価額相当額、 (1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 減価償却累計額相当額、減損損 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額および中間期末 失累計額相当額および中間期末 失累計額相当額および期末残高 残高相当額 残高相当額 相当額 取得価額 減価償却 減損損失 中間期末 減価償却 減価償却 減損損失 減損損失 中間期末 取得価額 取得価額 期末残高 残高 相当額 累計額相当額 累計額 相当額 相当額(百万円) 相当額 相当額 相当額 (百万円) 相当額 相当額 相当額 相当額 相当額 (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) 有形固定資産 4,391 2, 227 2. 164 有形固定資産 3, 563 2, 247 1.316 有形固定資産 4, 331 2, 272 2. 058 なお、取得価額相当額は、未経 同左 なお、取得価額相当額は、未経 過リース料中間期末残高の有形 過リース料期末残高の有形固定 固定資産の中間期末残高等に占 資産の期末残高等に占める割合 める割合が低いため、支払利子 が低いため、支払利子込み法に 込み法により算定しておりま より算定しております。 (2) 未経過リース料中間期末残高相 (2) 未経過リース料中間期末残高相 (2) 未経過リース料期末残高相当額 当額等 当額等 未経過リース料中間期末残高相 未経過リース料中間期末残高相 未経過リース料期末残高相当額 当額 当額 907百万円 902百万円 1年内 1年内 1年内 734百万円 582百万円 1年超 1,256百万円 1年超 1年超 1,156百万円 合計 2,164百万円 合計 1,316百万円 2,058百万円 リース資産減損勘定の残高 リース資産減損勘定の残高 リース資産減損勘定の残高 一百万円 一百万円 一百万円 なお、未経過リース料中間期末 なお、未経過リース料期末残高 同左 残高相当額は、未経過リース料 相当額は、未経過リース料期末 中間期末残高の有形固定資産の 残高の有形固定資産の期末残高 中間期末残高等に占める割合が 等に占める割合が低いため、支 低いため、支払利子込み法によ 払利子込み法により算定してお ります。 り算定しております。 (3) 支払リース料、リース資産減損 (3) 支払リース料、リース資産減損 (3) 支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 勘定の取崩額、減価償却費相当 勘定の取崩額、減価償却費相当 額および減損損失 額および減損損失 額および減損損失 支払リース料 954百万円 支払リース料 811百万円 支払リース料 1,058百万円 リース資産減損勘 リース資産減損勘 リース資産減損勘 一百万円 一百万円 一百万円 定の取崩額 定の取崩額 定の取崩額 減価償却費相当額 1,058百万円 減価償却費相当額 954百万円 減価償却費相当額 811百万円 減損損失 一百万円 減損損失 一百万円 減損損失 一百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 (4) 減価償却費相当額の算定方法 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 同左 同左 存価額を零とする定額法によっ ております。

	会計期間 年4月1日 年9月30日)	(自 平成21	吉会計期間 年4月1日 年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
2 オペレーティン	/グ・リース取引	2 オペレーティ	ング・リース取引	2 オペレーティン	ング・リース取引	
のうち解約不能	となものに係る未 しんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	オペレーティ	ング・リース取引	オペレーティング・リース取引		
経過リース料		のうち解約不	能のものに係る未	のうち解約不能のものに係る未		
		経過リース料		経過リース料		
(借主側)		(借主側)		(借主側)		
1年内	553百万円	1年内	449百万円	1年内	474百万円	
1 年超	1,360百万円	1 年超	1,121百万円	1 年超	1,232百万円	
合計	1,914百万円	合計	1,571百万円	合計	1,706百万円	
(貸主側)		(貸主側)		(貸主側)		
1年内	302百万円	1年内	973百万円	1年内	950百万円	
1年超	285百万円	1 年超	3,436百万円	1 年超	3,796百万円	
合計	588百万円	合計	4,410百万円	合計	4,746百万円	

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)			
種類	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	725, 619	732, 115	6, 495	753, 549	774, 925	21, 375	737, 681	755, 445	17, 764
外国証券	98, 410	96, 575	△1,835	98, 264	97, 125	△1, 139	96, 266	92, 599	△3, 666
合計	824, 030	828, 690	4, 660	851, 814	872, 050	20, 235	833, 948	848, 045	14, 097

2 その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)			
種類	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	1, 541, 920	1, 554, 983	13, 062	1, 581, 396	1, 619, 216	37, 820	1, 522, 020	1, 548, 938	26, 917
株式	591, 524	1, 206, 171	614, 647	513, 535	1, 018, 399	504, 863	532, 137	871, 127	338, 990
外国証券	764, 513	785, 020	20, 506	720, 672	686, 808	△33, 863	695, 264	654, 768	△40, 495
その他	112, 409	114, 907	2, 498	74, 684	77, 709	3, 025	79, 708	79, 991	282
合計	3, 010, 367	3, 661, 083	650, 715	2, 890, 288	3, 402, 134	511, 845	2, 829, 131	3, 154, 825	325, 694

(注)

(注)		
前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 中間連結貸借対照表において買 入金銭債権として処理している 貸付債権信託受益権等を「その 他」に含めて記載しておりま す。	1 同左	1 連結貸借対照表において買入金 銭債権として処理している貸付 債権信託受益権等を「その他」 に含めて記載しております。
2 当中間連結会計期間において、 その他有価証券で時価のあるも のについて8,212百万円減損処 理しております。 なお、当社および国内連結子会 社は、中間決算日の時価が取得 原価に比べて30%以上下落した ものを減損処理の対象としてお ります。	2 当中間連結会計期間において、 その他有価証券で時価のあるものについて4,674百万円減損処理しております。この中には、中間連結損益計算書においてその他運用費用として処理している貸付債権信託受益権に係る評価損29百万円を含めております。 なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。	2 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて71,487百万円減損処理しております。なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額

前中間連結会 (平成20年 9		当中間連結会 (平成21年:		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
(1) 満期保有目的の	債券	(1) 満期保有目的の	の債券	(1) 満期保有目的の債券		
該当事項はあ	りません。	同左		同左		
(2) その他有価証券	È	(2) その他有価証券	拳	(2) その他有価証券		
公社債	1,001百万円	公社債	1,000百万円	公社債	0百万円	
株式	56,631百万円	株式	55,318百万円	株式	46,888百万円	
外国証券	46,242百万円	外国証券	46,699百万円	外国証券	60,270百万円	
その他	8,795百万円	その他	4,365百万円	その他	5,849百万円	

(注)

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成20年9月30日)	(平成21年9月30日)	(平成21年3月31日)
中間連結貸借対照表において買入金 銭債権として処理しているコマーシャルペーパーを「(2) その他有価証 券」の「その他」に含めて記載して おります。	中間連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理している譲渡性預金を「(2) その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。	連結貸借対照表において買入金銭債権として処理しているコマーシャルペーパーを「(2) その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。

(金銭の信託関係)

- 1 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。
- 2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)				
種類	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	36, 525	33, 008	△3, 517	11, 028	11, 050	22	11, 708	9, 715	△1, 992

(注)				
前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
当中間連結会計期間において、運用	当中間連結会計期間において、運用	当連結会計年度において、運用目		
目的、満期保有目的以外の金銭の信	目的、満期保有目的以外の金銭の信	的、満期保有目的以外の金銭の信託		
託において信託財産として運用され	託において信託財産として運用され	において信託財産として運用されて		
ている有価証券で時価のあるものに	ている有価証券で時価のあるものに	いる有価証券で時価のあるものにつ		
ついて、1,718百万円減損処理して	ついて減損処理の対象となるものは	いて202百万円減損処理しておりま		
おります。	ありません。	す。		
なお、当社および国内連結子会社	なお、当社および国内連結子会社	なお、当社および国内連結子会社		
は、中間決算日の時価が取得原価に	は、中間決算日の時価が取得原価に	は、期末日の時価が取得原価に比べ		
比べて30%以上下落したものを減損	比べて30%以上下落したものを減損	て30%以上下落したものを減損処理		
処理の対象としております。	処理の対象としております。	の対象としております。		

(デリバティブ取引関係)

対象物 取引の揺朽			間連結会計期 成20年9月30			間連結会計期 成21年9月30			車結会計年度 成21年3月31	
の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益(百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	126, 853	122, 139	4, 713	174, 735	169, 589	5, 146	144, 452	154, 584	△10, 131
	買建	48, 324	46, 027	△2, 297	59, 488	57, 779	△1,709	46, 949	48, 395	1, 445
株式	株価指数先物取引									
	売建		_	_	15, 432	15, 165	267	_	_	_
債券	債券先物取引									
	買建	40, 760	40, 576	△184	-	_	_	_		_
その他	クレジットデリバティ ブ取引									
	買建	6, 035			5,000			5,000		
		(373)	593	219	(235)	567	332	(235)	785	550
	天候デリバティブ取引									
	売建	239			653			308		
		(10)	5	4	(38)	23	15	(14)	17	△3
	買建	-			223			30		
		(-)	_	_	(0)	_	$\triangle 0$	(-)	_	_
	地震デリバティブ取引									
	売建	4, 940			5, 040			4, 150		
		(140)	21	118	(147)	22	125	(129)	0	129
	買建	3, 501			3, 591			3, 726		
		(355)	236	△118	(380)	191	△188	(388)	238	△149
	その他の先渡取引									
	買建	950	960	10	519	538	18	742	765	22
	合計			2, 465			4,006			△8, 137

⁽注) 1 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

² 下段()書きの金額は、中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上したオプション料であります。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
- 1 ストック・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額および科目名 営業費及び一般管理費、損害調査費 443百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション			
 付与対象者の区分および人数	当社の取締役 14名			
竹子対象年の区分ねよい八数	当社の執行役員 30名			
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 471,600株			
付与日	平成20年8月11日			
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。			
対象勤務期間	該当事項はありません。			
	平成20年8月12日から			
	平成45年8月11日まで			
権利行使期間	ただし、付与対象者が当社の取締役および執行役			
	員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日			
	を経過する日までの期間に限り、行使することが			
	できます。			
権利行使価格(円)	1			
付与日における公正な評価単価(円)	940			

- Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
- 1 ストック・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額および科目名 営業費及び一般管理費、損害調査費 465百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
けた対象者の区へわたがし粉	当社の取締役 13名
付与対象者の区分および人数 	当社の執行役員 29名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 747,100株
付与日	平成21年8月10日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
	平成21年8月11日から
	平成46年8月10日まで
権利行使期間	ただし、付与対象者が当社の取締役および執行役
	員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日
	を経過する日までの期間に限り、行使することが
	できます。
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	623

- Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
- 1 ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額および科目名 営業費及び一般管理費、損害調査費 443百万円
- 2 当連結会計年度に存在したストック・オプションの内容

	付与対象者の区分 および人数	株式の種類別の ストック・オプ ションの付与数	付与日	権利行使期間
平成12年 ストック・オプション	当社の取締役 29名	普通株式 450,000株	平成12年12月15日	平成14年6月30日から 平成22年6月29日まで ※1
平成13年	当社の取締役 12名	普通株式	平成13年8月1日	平成15年6月29日から
ストック・オプション	当社の執行役員 16名	450,000株		平成23年6月28日まで ※2
平成14年 ストック・オプション	当社の取締役 15名 当社の執行役員 32名	普通株式 800,000株	平成14年8月1日 平成14年11月1日 平成15年1月1日 平成15年5月1日 平成15年6月1日	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで ※3
平成15年	当社の取締役 9名	普通株式	平成15年8月1日	平成17年6月28日から
ストック・オプション	当社の執行役員 28名	600,000株	平成16年2月2日	平成25年6月27日まで ※3
平成16年	当社の取締役 8名	普通株式	平成16年8月2日	平成18年6月30日から
ストック・オプション	当社の執行役員 31名	625,000株	平成17年2月1日	平成26年6月29日まで ※3
平成17年	当社の取締役 11名	普通株式	平成17年8月1日	平成19年6月29日から
ストック・オプション	当社の執行役員 36名	733,000株	平成18年2月1日	平成27年6月28日まで ※3
平成18年	当社の取締役 10名	普通株式	平成18年8月7日	平成20年6月29日から
ストック・オプション	当社の執行役員 32名	640,000株	平成19年2月15日	平成28年6月28日まで ※3
平成19年	当社の取締役 15名	普通株式	平成19年8月13日	平成21年6月28日から
ストック・オプション	当社の執行役員 26名	785,000株	平成20年2月12日	平成29年6月27日まで ※3
平成20年	当社の取締役 14名	普通株式	平成20年8月11日	平成20年8月12日から
ストック・オプション	当社の執行役員 30名	471,600株		平成45年8月11日まで ※4

	権利行使価格	付与日における 公正な評価単価
平成12年 ストック・オプション	605円	
平成13年 ストック・オプション	797円	
平成14年 ストック・オプション	777円 712円 705円 581円 574円	
平成15年 ストック・オプション	735円 901円	
平成16年 ストック・オプション	1, 167円 1, 082円	
平成17年 ストック・オプション	1, 148円 1, 665円	
平成18年 ストック・オプション	1, 598円 1, 623円	470円 515円
平成19年 ストック・オプション	1,547円 990円	379円 236円
平成20年 ストック・オプション	1円	940円

- (注) 1 ストック・オプションの付与数は、株式数に換算して記載しております。
 - 2 権利確定条件:全て付与日に権利を確定しております。
 - 3 対象勤務期間:該当事項はありません。
 - 4 ※1 取締役の地位を失った場合は、権利行使期間終了日と退任後3年後の該当日のいずれか早い日を権利 行使終了日としております。
 - ※2 取締役または執行役員の地位を失った場合は、権利行使期間終了日と退任後3年後の該当日のいずれ か早い日を権利行使終了日としております。
 - ※3 取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、権利行使期間終了日と退任後5年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。
 - ※4 付与対象者が当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する 日までの期間に限り、行使することができます。
 - 5 平成18年ストック・オプションについては、執行役員のうち、平成18年8月7日に5,000株を付与された者 の権利行使期間の開始日は平成20年7月22日とし、平成19年2月15日に5,000株を付与された者の権利行使 期間の開始日は平成21年1月27日としております。
 - 6 平成19年ストック・オプションについては、執行役員のうち、平成19年8月13日に5,000株を付与された者 の権利行使期間の開始日は平成21年7月28日とし、平成20年2月12日に5,000株を付与された者の権利行使 期間の開始日は平成22年1月26日としております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 共通支配下の取引等

- (1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要
 - ① 結合当事企業の名称およびその事業の内容株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパン 損害保険関連事業株式会社全国訪問健康指導協会 損害保険関連事業
 - ② 企業結合の法的形式 株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパンを存続会社、株式会社全国訪問健康指導協会を 消滅会社とする吸収合併
 - ③ 結合後企業の名称株式会社全国訪問健康指導協会
 - ④ 取引の目的を含む取引の概要 特定保健指導事業マーケットにおける基盤確立のため、株式会社ヘルスケア・フロンティア・ ジャパンは、平成21年4月1日を合併期日として、株式会社全国訪問健康指導協会を吸収合併 いたしました。
- (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日公表分)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 共通支配下の取引等

- (1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式ならびに取引の目的を含む取引の概要
 - ① 結合当事企業の名称およびその事業の内容

株式会社損害保険ジャパン

損害保険事業

Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.

金融関連事業

② 企業結合の法的形式

当社が子会社株式および関連会社株式をSompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. へ現物出資

③ 取引の目的を含む取引の概要

当社は、東南アジアの子会社・関連会社をSompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. の傘下に収めることで、域内全体を視野に入れた戦略的な企画支援・経営管理を強化し、一層の事業拡大・内部統制強化を目指すため、当連結会計年度において、当社が保有するSompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. および Sompo Japan Service (Thailand) Co., Ltd. の株式を、Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. に現物出資いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日公表分)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日公表分)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として、適正な帳簿価額で処理しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	841, 866	75, 942	917, 808	_	917, 808
(2) セグメント間の 内部経常収益	1, 355	8	1, 363	(1, 363)	ſ
計	843, 221	75, 950	919, 172	(1, 363)	917, 808
経常費用	810, 644	71, 462	882, 107	(1, 363)	880, 743
経常利益	32, 577	4, 487	37, 064	_	37, 064

- (注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。
 - 2 各事業区分の主要な事業内容
 - (1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務
 - (2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務
 - 3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - これによる損害保険事業および生命保険事業の経常利益に与える影響は軽微であります。
 - 4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成 18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。
 - これによる損害保険事業および生命保険事業の経常利益に与える影響は軽微であります。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	850, 844	67, 946	918, 791	_	918, 791
(2) セグメント間の 内部経常収益	825	9	835	(835)	_
計	851, 670	67, 956	919, 626	(835)	918, 791
経常費用	819, 430	68, 318	887, 749	(835)	886, 913
経常利益又は経常損失(△)	32, 239	△362	31, 877	_	31, 877

- (注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。
 - 2 各事業区分の主要な事業内容
 - (1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務
 - (2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1, 659, 745	108, 234	1, 767, 980	_	1, 767, 980
(2) セグメント間の 内部経常収益	3, 061	15	3, 076	(3, 076)	_
計	1, 662, 807	108, 249	1, 771, 056	(3, 076)	1, 767, 980
経常費用	1, 813, 306	101, 802	1, 915, 109	(3, 076)	1, 912, 032
経常利益又は経常損失(△)	△150, 499	6, 446	△144, 052	_	△144, 052

- (注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。
 - 2 各事業区分の主要な事業内容
 - (1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務
 - (2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務
 - 3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当連結会計年度より、「連結財務 諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17 日)を適用し、当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準に連結決算上必要な修正を行っております。
 - これによる、損害保険事業および生命保険事業の経常利益又は経常損失に与える影響は軽微であります。

4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引から、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる、損害保険事業および生命保険事業の経常利益又は経常損失に与える影響は軽微であります。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	928. 70円	1株当たり純資産額	740.84円	1株当たり純資産額	602. 30円
1株当たり 中間純利益金額	23.09円	1株当たり 中間純利益金額	29.80円	1株当たり 当期純損失金額(△)	△67. 75円
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	23.08円	潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	29. 78円	潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	_

- (注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため 記載しておりません。
 - 2 1株当たり中間純利益金額または当期純損失金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

の昇化工の基礎は、以下のとわりであります。					
	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
1株当たり中間純利益金額 または当期純損失金額(△)					
中間純利益または当期純損失 (△) (百万円)	22, 735	29, 345	△66, 710		
普通株主に帰属しない 金額(百万円)	_	_	_		
普通株式に係る中間純利益 または当期純損失(△) (百万円)	22, 735	29, 345	△66, 710		
普通株式の 期中平均株式数 (千株)	984, 545	984, 630	984, 540		
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額					
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	_	_	_		
普通株式増加数 (千株)	320	538	_		
(うち新株予約権(千株))	(320)	(538)	(-)		
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 7 銘柄 潜在株式の数 2,343,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出 会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載 のとおりであります。	新株予約権 14銘柄 潜在株式の数 3,130,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出 会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載 のとおりであります。	新株予約権 9 銘柄 潜在株式の数 2,915,000株 新株予約権の概要については、「第 4 提出 会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載 のとおりであります。		

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		,	,
	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)
純資産の部の合計額 (百万円)	916, 425	732, 942	594, 946
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	2, 100	3, 487	1, 946
(うち新株予約権(百万円))	(1,001)	(1, 302)	(984)
(うち少数株主持分 (百万円))	(1, 099)	(2, 184)	(962)
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額(百万円)	914, 325	729, 454	593, 000
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式の数(千株)	984, 520	984, 625	984, 544

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(日本興亜損害保険株式会社との経	
	営統合に係る最終契約書の締結)	
	当社と日本興亜損害保険株式会社	
	(以下「日本興亜損保」)は、平成	
	21年3月13日に、共同株式移転によ	
	り共同持株会社を設立して経営統合	
	することに向けて合意した「経営統	
	合に向けての基本合意書」を、また	
	平成21年7月29日に、株式移転比率	
	および経営統合に関する追加合意事	
	項を定めた「経営統合に向けての契	
	約書」を締結しておりますが、今	
	般、平成21年10月30日開催の両社の 取締役会において「株式移転計画	
	書」および「経営統合に関する契約	
	書」を決議し、最終契約書を締結い	
	しました。	
	これにより定められた主要な事項の	
	概要は、以下のとおりであります。	
	1 株式移転の日程	
	(1) 株式移転計画承認臨時株主総	
	会(以下「臨時株主総会」)	
	基準日公告日	
	平成21年10月16日	
	(2) 株式移転計画書作成、最終契	
	約書締結	
	平成21年10月30日	
	(3) 臨時株主総会基準日	
	平成21年10月31日 (4) 臨時株主総会	
	平成21年12月22日(予定)	
	(5) 上場廃止日	
	平成22年3月29日(予定)	
	(6) 株式移転の効力発生日	
	平成22年4月1日(予定)	
	(7) 共同持株会社設立登記日	
	平成22年4月1日(予定)	
	(8) 共同持株会社株式上場日	
	平成22年4月1日(予定)	
	なお、上場廃止日は、各証券取	
	引所より公表されている「株券	
	等の5日目決済及び期間売買停	
	止の廃止について」に基づいて	
	記載しております。株券等の5	
	日目決済の廃止が予定どおり行	
	われない場合は、上場廃止日は 平成22年3月26日(予定)とな	
	ります。	
	7 \$ 7 0	

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
	また、共同特に、東京引所には、東京引所には、東京引所に、東京引所に、東京引の一大を定った。 ままり、 まる社のであり、ないのであれた。 まる はいった。 本ののではないです。 本ののではないです。 また、大所になるです。 また、大の各日本名でです。 また、ででも、おりにないです。 また、ででも、おりにないです。 また、大所にないです。 また、大所にないでは、大方にないでは、は、大方にないでは、は、大方にないでは、は、大方にないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(社債の発行) 当社は、平成21年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成21年5月27日に株式会社損害保険ジャパン第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)(以下「本社債」といいます。)を発行いたしました。1 社債総額 128,000百万円 2 払込金額 各本社債の金額100円につき金100円 3 払込期日および発行日平成21年5月27日 4 利率 (1) 平成26年5月27日以前 固定利率

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
		利払日において、監督当局の事 前承認を前提として、本社債の
		場合は、監督当局の事削承認を 前提として、当社はその選択に より、本社債の元本の全部(一 部は不可)を繰上償還すること ができます。 6 担保・保証 該当事項はありません。 7 資金使途 実質的な自己資本の増強によ り、財務基盤の強化を図るた め。

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		8 その他重要な特約等 (1) 借換制限
		当社は、償還または買入日以
		前6か月間に、当社普通株式
		または本社債と同等以上の資
		本性を有するものと格付機関
		から承認を得た証券もしくは
		債務により資金を調達してい
		ない限り、本社債につき償還
		(ただし、満期償還を除きま
		す。)または買入れを実施し
		ないことを意図しておりま
		.
		(2) 利息の支払制限
		① 利払いの任意停止
		当社は、その裁量により、
		本社債の利息の支払の全部
		または一部を繰り延べることができます(以下当該繰
		延べを「任意停止」、任意
		停止により繰り延べられた
		利息の未払金額を「任意停
		止金額」、任意停止がなけ
		れば当該利息が支払われる
		はずであった利払日を「任
		意停止利払日」といいま
		す。)。また、繰り延べた
		利息は累積します。
		② 任意停止金額の支払につい
		ての努力
		当社は、各任意停止利払日
		の5年後の利払日におい
		て、当該任意停止利払日に
		おける任意停止金額および
		これに対する利息を弁済す
		るべく、本社債の要項に定
		める営利事業として実行可
		能な限りの合理的な努力を
		行うことを意図しておりま
		す。

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		③ 任意停止金額の強制支払
		上記にかかわらず、当社が
		本社債に実質的に劣後する
		当社株式(当社普通株式を
		含みます。)に対して剰余
		金の配当を行う場合もしく
		はこれらの当社株式を取得
		する場合(ただし、法令に
		基づき買い取る義務がある
		場合を除きます。)または
		剰余金の配当に関して最上
		位の当社優先株式もしくは
		本社債と実質的に同順位の
		証券もしくは債務に関して
		剰余金の配当もしくは利息
		の支払がなされたときは、
		当社は、所定の期日に、任
		意停止金額およびこれに対
		する利息を弁済するべく、
		本社債の要項に定める営利
		事業として実行可能な限り
		の合理的な努力を行うこと
		とします。
		④ 任意停止金額の支払原資の 制限
		任意停止金額およびこれに
		対する利息を支払う場合
		は、当該支払を行う日まで
		の6か月間に、当社普通株
		式または格付機関から本社
		債と同等以上の資本性を有
		するとの承認を得た証券ま
		たは債務により調達した純
		手取金(ただし、本社債の
		要項に定められた限度とし
		ます。)により支払うもの
		とし、これ以外の資金から
		は支払われないものとしま
		す。

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		(3) 劣後条項 本社債の社債権者は、当社の 清算手続、破産手続、会社更 生手続もしくは民事再生手続 または日本法によらないて、上 らに準ずる手続において、上 位債務に劣後し、剰余金の配 当を受ける権利に関して最上 位の当社優先株式(当社が今 後発行した場合)と実質的に 同順位となる範囲においての み権利を有します。 9 発行法 日本国内における適格機関投資 家限定私募
		(株式の取得) 当社は、連結子会社であるYasuda Seguros S. A. を通じて、Maritima Seguros S. A. の普通株式50%を取得することを、同社および同社の主要株主と合意のうえ、平成21年5月20日開催の取締役会において決議いたしました。対象会社の概要、株式の取得目的等は以下のとおりであります。 1 対象会社の概要社名: Maritima Seguros S. A. 本社: ブラジル サンパウロ州 サンパウロ市事業の入保険料(連結)(平成20年12月期): 1,031百万レアル(44,076百万円)総資産(連結)(平成20年12月31日): 1,038百万レアル(44,368百万円) 2 株式の目的今後も継続的な成長が見込まれるブラジルの保険市場において、強固な販売チャネルを有するMaritima Seguros S. A. の株
		式を取得することで、同国にお ける事業の拡大を目的とするも のであります。

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		3 株式の取得時期
		Yasuda Seguros S.A.は、
		Maritima Seguros S.A.の普通
		株式の50%と議決権のない優先
		株式の一部を平成21年7月まで
		に取得する見込みであります。
		また、これに先立ち当社は、
		Maritima Seguros S.A.の株式
		取得のためにYasuda Seguros
		S. A. が実施する第三者割当増資
		を349百万レアル(14,911百万
		円) 引き受ける予定でありま
		す。
		4 株式の取得価額
		Yasuda Seguros S.A.は、335百
		万レアル(14,341百万円)を上
		限に取得を行う予定でありま
		す。 (2) (2) + 1 = 1 + 1 - 1 - 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +
		(注) () 内に記載した円貨額 は、平成21年3月末現在の為
		替相場(1 レアル: 42.72
		円)による換算額でありま
		す。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書については、中間監査または四半期レビューを受けておりません。

(単位:百万円) 前第2四半期連結会計期間 当第2四半期連結会計期間 平成20年7月1日 平成21年7月1日 (自 (自 平成20年9月30日) 平成21年9月30日) 経常収益 466, 896 499,630 保険引受収益 435, 954 471, 487 (うち正味収入保険料) 334,876 320, 443 (うち収入積立保険料) 46, 192 29, 417 (うち積立保険料等運用益) 11,490 10,415 (うち生命保険料) 35, 129 32, 236 (うち支払備金戻入額) 8,232 64, 418 (うち責任準備金等戻入額) 14, 244 資産運用収益 28, 176 24,613 (うち利息及び配当金収入) 29, 190 24, 376 (うち金銭の信託運用益) 0 (うち売買目的有価証券運用益) 174 376 (うち有価証券売却益) 6,839 2, 189 (うち積立保険料等運用益振替) △11, 490 $\triangle 10,415$ その他経常収益 2,766 3,529 経常費用 440,852 462, 536 保険引受費用 350,848 374, 182 (うち正味支払保険金) 200, 753 241, 494 (うち損害調査費) 19, 358 19,783 (うち諸手数料及び集金費) 57, 320 56,649 (うち満期返戻金) 46,841 41,645 (うち生命保険金等) 9,780 10, 248 (うち責任準備金等繰入額) 14,673 資産運用費用 14,557 12,526 (うち金銭の信託運用損) 2, 121 1,373 (うち有価証券売却損) 353 1,462 (うち有価証券評価損) 6,603 4,008 営業費及び一般管理費 74, 793 73,089 その他経常費用 652 2,737 (うち支払利息) 61 1,822 経常利益 26,044 37,093 特別利益 414 15, 108 特別損失 2, 188 2,398 特別法上の準備金繰入額 1,939 2, 192 価格変動準備金繰入額 1,939 2, 192 その他 249 206 税金等調整前四半期純利益 24, 270 49,803 法人税等 8,831 16,649 少数株主損失 (△) $\triangle 4$ $\triangle 16$ 四半期純利益 15, 443 33, 170

(セグメント情報)

「事業の種類別セグメント情報]

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	428, 848	38, 048	466, 896	_	466, 896
(2) セグメント間の 内部経常収益	857	5	863	(863)	_
計	429, 706	38, 053	467, 760	(863)	466, 896
経常利益	22, 830	3, 213	26, 044	(-)	26, 044

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	471, 648	27, 982	499, 630	_	499, 630
(2) セグメント間の 内部経常収益	420	6	427	(427)	_
計	472, 069	27, 988	500, 057	(427)	499, 630
経常利益	35, 119	1, 973	37, 093	(-)	37, 093

「所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

[海外売上高]

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略 しております。

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略 しております。

(1株当たり情報)

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	15.68円	1株当たり四半期純利益金額	33.68円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	15.67円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	33.66円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の とおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	15, 443	33, 170
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	_	_
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	15, 443	33, 170
普通株式の期中平均株式数 (千株)	984, 539	984, 650
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	_	_
普通株式増加数(千株)	398	723

(2) その他

該当事項はありません。

(1)【中間貸借対照表】

(単位:百万円) 前事業年度の 当中間会計期間末 前中間会計期間末 要約貸供対昭表 (平成20年9月30日) (平成21年9月30日) (平成21年3月31日) 資産の部 現金及び預貯金 ₩2 111, 310 **※**2 108,664 **※**2 95, 589 コールローン 75, 700 57, 100 73,600 買現先勘定 150,957 90, 379 81.978 買入金銭債権 40, 160 49,028 36, 575 金銭の信託 32, 976 11.019 9,684 **%**2, **%**6 3, 692, 356 *****2, *****6 3, 443, 717 *****2, *****6 3, 225, 496 有価証券 **※**3, **※**7 **※**3, **※**7 **※**3, **※**7 502,025 貸付金 510, 683 482, 305 Ж1 Ж1 **※**1 有形固定資産 216,864 215,801 213, 996 無形固定資産 758 758 758 その他資産 368, 736 370, 327 396, 647 繰延税金資産 89, 278 157, 157 237, 293 貸倒引当金 △16, 163 △16, 364 △16, 374 投資損失引当金 △6, 734 △7, 564 △7, 287 資産の部合計 5,008,651 4, 856, 435 5, 214, 112 負債の部 保険契約準備金 3, 953, 691 3, 858, 333 3, 941, 412 **※**4 **¾**4 **※**4 支払備金 676, 248 686, 240 758, 538 **%**5 3, 172, 093 **%**5 3, 182, 874 責任準備金 3, 277, 443 社債 128,000 その他負債 181, 214 185, 962 173, 724 未払法人税等 27, 305 3, 213 4,320 リース債務 325 2, 263 1,937その他の負債 **※**2 **※**2 168, 247 **※**2 158, 331 174,956退職給付引当金 97, 790 76, 210 98, 711 役員退職慰労引当金 2, 433 賞与引当金 15,873 15, 702 13, 595 特別法上の準備金 39, 206 5, 779 8,648 価格変動準備金 5,779 39, 206 8,648 負債の部合計 4, 260, 618 4, 240, 713 4, 294, 956 純資産の部 株主資本 資本金 70,000 70,000 70,000 資本剰余金 資本準備金 24, 229 24, 229 24, 229 その他資本剰余金 15 資本剰余金合計 24, 244 24, 232 24, 229 利益剰余金 利益準備金 40,026 36,088 36,088 その他利益剰余金 373, 402 289, 328 282, 242 圧縮記帳積立金 869 1, 100 1, 123 固定資産圧縮特別勘定積立金 276 別途積立金 331, 300 233, 300 331, 300 繰越利益剰余金 40,957 54,928 △50, 181 318, 330 利益剰余金合計 409, 491 329, 355 △2,839 自己株式 2 . 890 $\triangle 2,743$ 株主資本合計 409,720 500,845 420,844 評価•換算差額等 その他有価証券評価差額金 417, 309 325, 885 205, 017 評価•換算差額等合計 417, 309 325, 885 205, 017 新株予約権 1, 302 984 純資産の部合計 919, 156 748, 032 615, 721 負債及び純資産の部合計 5, 214, 112 5,008,651 4,856,435

(単位:百万円)

			(単位:日刀门)	
	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
経常収益	822, 350	841, 828	1, 637, 825	
保険引受収益	773, 418	800, 641	1, 550, 908	
(うち正味収入保険料)	※ 1 674, 871	% 1 641, 665	% 1 1, 290, 464	
(うち収入積立保険料)	73, 950	54, 227	145, 491	
(うち積立保険料等運用益)	23, 105	21, 141	43, 024	
(うち支払備金戻入額)	_	※ 4 72, 297	_	
(うち責任準備金戻入額)	_	% 5 10, 780	% 5 71, 065	
資産運用収益	45, 576	37, 523	79, 496	
(うち利息及び配当金収入)	% 6 55, 934	% 6 46, 319	% 6 102, 511	
(うち金銭の信託運用益)	_	0	_	
(うち売買目的有価証券運用益)	69	77	148	
(うち有価証券売却益)	12, 350	4,622	18, 424	
(うち積立保険料等運用益振替)	△23, 105	△21, 141	△43, 024	
その他経常収益	3, 355	3, 663	7, 420	
経常費用	793, 023	809, 690	1, 791, 710	
保険引受費用	650, 036	668, 807	1, 410, 733	
(うち正味支払保険金)	* 2 390, 725	% 2 440, 894	* 2 832, 768	
(うち損害調査費)	37, 995	38, 347	74, 972	
(うち諸手数料及び集金費)	※ 3 111, 035	% 3 107, 227	* 3 215, 692	
(うち満期返戻金)	85, 723	74, 646	202, 767	
(うち支払備金繰入額)	* 4 181	_	* 4 82, 472	
(うち責任準備金繰入額)	% 5 23, 503	_	_	
資産運用費用	18, 089	18, 277	134, 285	
(うち金銭の信託運用損)	2, 746	1, 262	12, 746	
(うち有価証券売却損)	574	3, 406	2, 006	
(うち有価証券評価損)	8, 275	4, 148	78, 746	
営業費及び一般管理費	123, 999	118,006	244, 055	
その他経常費用	897	4, 598	2,635	
(うち支払利息)	23	2, 492	66	
経常利益又は経常損失(△)	29, 327	32, 138	△153, 884	
特別利益	273	15, 205	33, 850	
特別法上の準備金戻入額	_	, <u> </u>	31, 191	
価格変動準備金戻入額	_	_	31, 191	
その他	※ 7 273	% 7 15, 205	% 7 2, 658	
特別損失	2, 688	3, 156	810	
特別法上の準備金繰入額	2, 234	2, 868	_	
価格変動準備金繰入額	2, 234	2, 868	_	
その他	* 8 453	* 8 287	% 8 810	
 税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	26, 912	44, 188	△120, 845	
法人税及び住民税	25, 630	257	1,613	
過年度法人税等戻入額	20,030	△733	1,013	
法人税等調整額	△15, 923	13, 948	△48, 515	
	9,706			
法人税等合計	<u> </u>	13, 472	△46, 901	
中間純利益又は中間純損失(△)	17, 205	30, 715	△73, 943	

(単位:百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	70,000	70,000	70,000
当中間期末残高	70,000	70,000	70,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	24, 229	24, 229	24, 229
当中間期末残高	24, 229	24, 229	24, 229
その他資本剰余金			
前期末残高	11	_	11
当中間期変動額			
自己株式の処分	3	2	Δ11
当中間期変動額合計	3	2	△11
当中間期末残高	15	2	_
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	32, 150	36, 088	32, 150
当中間期変動額			
剰余金の配当	3, 938	3, 938	3, 938
当中間期変動額合計	3, 938	3, 938	3, 938
当中間期末残高	36, 088	40, 026	36, 088
その他利益剰余金			
圧縮記帳積立金			
前期末残高	891	1, 123	893
当中間期変動額			
圧縮記帳積立金の積立	_	_	276
圧縮記帳積立金の取崩	△21	$\triangle 22$	△44
当中間期変動額合計	△21	△22	231
当中間期末残高	869	1, 100	1, 123
固定資産圧縮特別勘定積立金			
前期末残高	276	_	276
当中間期変動額			
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		_	△276
当中間期変動額合計	_	_	△276
当中間期末残高	276	_	_
別途積立金			
前期末残高	315, 300	331, 300	315, 300
当中間期変動額			
別途積立金の積立	16,000	-	16, 000
別途積立金の取崩		△98, 000	
当中間期変動額合計	16, 000	△98, 000	16, 000
当中間期末残高	331, 300	233, 300	331, 300

			(単位・日ガロ)
	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	63, 358	△50, 181	63, 358
当中間期変動額			
圧縮記帳積立金の積立	_	_	△276
圧縮記帳積立金の取崩	21	22	44
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	_	_	276
別途積立金の積立	△16, 000	_	△16,000
別途積立金の取崩	_	98, 000	-
剰余金の配当	△23, 629	△23, 629	△23, 629
中間純利益又は中間純損失(△)	17, 205	30, 715	△73, 943
自己株式の処分		_	△10
当中間期変動額合計	△22, 401	105, 109	△113, 539
当中間期末残高	40, 957	54, 928	△50, 181
自己株式			
前期末残高	△2,842	△2, 839	△2,842
当中間期変動額			
自己株式の取得	△158	△58	△213
自己株式の処分	111	154	216
当中間期変動額合計	△47	96	3
当中間期末残高	△2,890	△2,743	△2,839
株主資本合計			
前期末残高	503, 374	409, 720	503, 374
当中間期変動額			
剰余金の配当	△19, 691	△19, 690	△19, 691
中間純利益又は中間純損失(△)	17, 205	30, 715	△73, 943
自己株式の取得	△158	△58	△213
自己株式の処分	115	157	194
当中間期変動額合計	△2, 528	11, 123	△93, 653
当中間期末残高	500, 845	420, 844	409, 720
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	570, 558	205, 017	570, 558
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△153, 248	120, 868	△365, 540
当中間期変動額合計	△153, 248	120, 868	△365, 540
当中間期末残高	417, 309	325, 885	205, 017
評価・換算差額等合計			
前期末残高	570, 558	205, 017	570, 558
当中間期変動額	,	, 1-1	,
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△153, 248	120, 868	△365, 540
当中間期変動額合計	△153, 248	120, 868	△365, 540
当中間期末残高	417, 309	325, 885	205, 017

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
新株予約権			
前期末残高	557	984	557
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	443	318	426
当中間期変動額合計	443	318	426
当中間期末残高	1,001	1, 302	984
純資産合計			
前期末残高	1, 074, 490	615, 721	1, 074, 490
当中間期変動額			
剰余金の配当	△19, 691	△19,690	△19, 691
中間純利益又は中間純損失(△)	17, 205	30, 715	△73, 943
自己株式の取得	△158	△58	△213
自己株式の処分	115	157	194
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△152, 805	121, 186	△365, 114
当中間期変動額合計	△155, 334	132, 310	△458, 768
当中間期末残高	919, 156	748, 032	615, 721

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基 準および評価方法	(1) 売買目的有価証券については、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。	(1) 同左	(1) 同左
	(2) 満期保有目的の債券に ついては、移動平均法 に基づく償却原価法に よっております。	(2) 同左	(2) 同左
	(3) 子会社株式および関連 会社株式については、 移動平均法に基づく原 価法によっております。	(3) 同左	(3) 同左
	(4) その他有価証券のうち 時価のあるものについ ては、中間決算日の市 場価格等に基づく時価 法によっております。 なお、評価差額は全部 純資産直入法により処 理し、また、売却原価 の算定は移動平均法に よっております。	(4) 同左	(4) その他有価証券のうち 時価のあるものについ ては、期末日の市場価 格等に基づく時価法に よっております。 なお、評価差額は全部 純資産直入法により処 理し、また、売却原価 の算定は移動平均法に よっております。
	(5) その他有価証券のうち 時価評価されていない ものについては、移動 平均法に基づく原価法 または償却原価法によ っております。	(5) 同左	(5) 同左
	(6) 運用目的および満期保 有目的のいずれにも該 当しない有価証券の保 有を目的とする単独運 用の金銭の信託におい て信託財産として運用 されている有価証券の 評価は、その他有価証 券と同じ方法によって おります。	(6) 同左	(6) 同左
2 デリバティブ取引 の評価基準および 評価方法	デリバティブ取引の評価 は、時価法によっておりま す。	同左	同左

前中間会計期間 当中間会計期間 前事業年度 項目 (自 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 (自 平成20年4月1日 (S.E. Lastin E. L. La
主 平成20年3月30日/ 主 平成21年3月30日/ 主 平成21年3月31日/	項目		(自 平成20年4月1	項目	(自 平成20年4月1日		(自 至	
3 有形固定資産の減価償却の方法	- 11/1/2 - 1/2	_	大大のと (リリ、まの) (リリ、まで、リリ、まで、リリ、まで、リリ、まで、 (カー) (カー) (カー) (カー) (カー) (カー) (カー) (カー)		方法 方法 方法 方す。 (1) 有産を固を定くて平に附いて産転のというでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	を除く)の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(建物 附属設備を除く)について は、定額法によっておりま		同左

	益古朋人到一冊問	平中間 (1) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	治事業生產
項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
	債権の貸倒れによる損	同左	同左
	失に備えるため、資産		
	の自己査定基準および		
	償却・引当基準に基づ		
	き、次のとおり計上し		
	ております。		
	破産、特別清算、手形		
	交換所における取引停		
	止処分等、法的・形式		
	的に経営破綻の事実が		
	発生している債務者に		
	対する債権および実質		
	的に経営破綻に陥って		
	いる債務者に対する債		
	権については、債権額		
	から担保の処分可能見		
	込額および保証による		
	回収が可能と認められ		
	る額等を控除し、その		
	残額を引き当てており		
	ます。		
	今後、経営破綻に陥る		
	可能性が大きいと認め		
	られる債務者に対する		
	債権については、債権		
	額から担保の処分可能		
	見込額および保証によ		
	る回収が可能と認めら		
	れる額を控除し、その		
	残額のうち、債務者の		
	支払能力を総合的に判		
	断して必要と認められ		
	る額を引き当てており		
	ます。		
	上記以外の債権につい		
	ては、過去の一定期間		
	における貸倒実績等に		
	基づき貸倒実績率を算		
	出し、それを基礎としておりたる名相提供家な		
	て求めた予想損失率を		
	情権額に乗じることに より 会後の一字期間		
	より、今後の一定期間における場合		
	における損失見込額を		
	算出し、当該損失見込 額を引き当てておりま		
	す。		

項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
項目	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
	以内の年数による定額法による定額法によります。 をではます。 をではます。 をでは、のでは、のでは、のでは、のででは、のでは、のででは、のででは、のででは、	大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	数理計算上の差異は、 その発生した各期における従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の 年数による定額法により翌期から費用処理す ることとしております。

項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(4) 役員退職慰労引当金 役員(執行役員を含 む)の退職慰労金(年 金を含む)の支出に備 えるため、内規に基づ く中間会計期間末要支 給額を計上しておりま す。		(4) 役員の含まり、 (4) 役員が開い、 (4) 役員が開い、 (4) 役員が表す。 (4) 役員が表す。 (4) 役割が、 (4) の間が、 (4) のに (4) のに
	(5) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、中間会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。	(4) 賞与引当金 同左	(5) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、期末における支給 見込額を基準に計上しております。
	(6) 価格変動準備金 株式等の価格変動によ る損失に備えるため、 保険業法第115条の規 定に基づき計上してお ります。	(5) 価格変動準備金 同左	(6) 価格変動準備金 同左
5 外貨建の資産およ び負債の本邦通貨 への換算基準	外貨建の資産および負債の 本邦通貨への換算は、外貨 建取引等会計処理基準に準 拠し、外貨建金銭債権債務 は、中間決算日の直物為替 相場により円貨に換算し、 換算差額は損益として処理 しております。	同左	外貨建の資産および負債の 本邦通貨への換算は、外貨 建取引等会計処理基準に準 拠し、外貨建金銭債権債務 は、決算日の直物為替相場 により円貨に換算し、換算 差額は損益として処理して おります。

	項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
6	消費税等の会計処	消費税および地方消費税の	同左	同左
	理	会計処理は税抜方式によっ	,	, ,
	_	ております。ただし、損害		
		調査費、諸手数料及び集金		
		費、営業費及び一般管理費		
		等の費用は税込方式によっ		
		ております。		
		なお、資産に係る控除対象		
		外消費税等はその他資産に		
		計上し、5年間で均等償却		
		しております。		
7	リース取引の処理	所有権移転外ファイナン		
	方法	ス・リース取引のうち、リ		
		ース取引開始日が平成20年		
		3月31日以前のものについ		
		ては、通常の賃貸借取引に		
		係る方法に準じた会計処理		
		によっております。		
		(会計方針の変更) 所有権移転外ファイナン		
		ス・リース取引について、		
		従来、賃貸借取引に係る方		
		法に準じた会計処理によっ		
		ておりましたが、「リース		
		取引に関する会計基準」		
		(企業会計基準第13号 平		
		成5年6月17日(企業会計		
		審議会第一部会)、平成19		
		年3月30日改正) および		
		「リース取引に関する会計		
		基準の適用指針」(企業会		
		計基準適用指針第16号 平		
		成6年1月18日(日本公認		
		会計士協会 会計制度委員		
		会)、平成19年3月30日改 正)が平成20年4月1日以		
		後開始する事業年度から適		
		用されることになったこと		
		に伴い、当中間会計期間か		
		らこれらの会計基準等を適		
		用し、リース取引開始目が		
		平成20年4月1日以後の所		
		有権移転外ファイナンス・		
		リース取引について、通常		
		の売買取引に係る会計処理		
		によっております。		
		これによる経常利益および		
		税引前中間純利益への影響		
		は軽微であります。		

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
項目	(自 平成20年4月1日		
	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	保有する株式に係る将来の	保有する株式に係る将来の	保有する株式に係る将来の
	株価変動リスクをヘッジす	株価変動リスクをヘッジす	株価変動リスクをヘッジす
	る目的で行う株式スワップ	る目的で行う株式スワップ	る目的で行う株式スワップ
	取引については時価ヘッジ	取引については時価ヘッジ	取引については時価ヘッジ
	を適用しております。	を適用しております。	を適用しております。
	また、保有する債券等に係	また、保有する債券等に係	また、保有する債券等に係
	る将来の金利変動リスクを	る将来の金利変動リスクを	る将来の金利変動リスクを
	ヘッジする目的で行う金利	ヘッジする目的で行う金利	ヘッジする目的で行う金利
	スワップ取引で特例処理の	スワップ取引で特例処理の	スワップ取引で特例処理の
	適用要件を満たすものにつ	適用要件を満たすものにつ	適用要件を満たすものにつ
	いては金利スワップの特例	いては金利スワップの特例	いては金利スワップの特例
	処理を、外貨建の債券等に	処理を、外貨建の債券等に	処理を、外貨建の債券等に
	係る将来の為替相場の変動	係る将来の為替相場の変動	係る将来の為替相場の変動
	リスクをヘッジする目的で	リスクをヘッジする目的で	リスクをヘッジする目的で
	行う為替予約取引および通	行う為替予約取引および通	行う為替予約取引および通
	貨スワップ取引で振当処理	貨スワップ取引については	貨スワップ取引で振当処理
	の適用要件を満たすものに	原則として時価ヘッジを、	の適用要件を満たすものに
	ついては振当処理を適用し	振当処理の適用要件を満た	ついては振当処理を適用し
	ております。	すものについては振当処理	ております。
	なお、ヘッジの有効性につ	を適用しております。	なお、ヘッジの有効性につ
	いては、原則としてヘッジ	なお、ヘッジの有効性につ	いては、原則としてヘッジ
	開始時から有効性判定時点	いては、原則としてヘッジ	開始時から有効性判定時点
	までの期間において、ヘッ	開始時から有効性判定時点	までの期間において、ヘッ
	ジ対象の相場変動とヘッジ	までの期間において、ヘッ	ジ対象の相場変動とヘッジ
	手段の相場変動を定期的に	ジ対象の相場変動とヘッジ	手段の相場変動を定期的に
	比較し両者の変動額等を基	手段の相場変動を定期的に	比較し両者の変動額等を基
	礎にして判断しておりま	比較し両者の変動額等を基	礎にして判断しておりま
	す。ただし、ヘッジ対象と	礎にして判断しておりま	す。ただし、ヘッジ対象と
	ヘッジ手段との間に高い相	す。ただし、ヘッジ対象と	ヘッジ手段との間に高い相
	関関係があることが明らか	ヘッジ手段との間に高い相	関関係があることが明らか
	なもの、金利スワップの特	関関係があることが明らか	なもの、金利スワップの特
	例処理の適用要件を満たす	なもの、金利スワップの特	例処理の適用要件を満たす
	ものおよび振当処理の適用	例処理の適用要件を満たす	ものおよび振当処理の適用
	要件を満たすものについて	ものおよび振当処理の適用	要件を満たすものについて
	は、ヘッジの有効性の判定	要件を満たすものについて	は、ヘッジの有効性の判定
	を省略しております。	は、ヘッジの有効性の判定	を省略しております。
		を省略しております。	

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(中間貸借対照表関係)	
当中間会計期間から保険業法施行規則の改正により中	
間貸借対照表の様式を改訂し、「その他負債」中の	
「未払法人税等」、「リース債務」および「その他の	
負債」を内訳表示しております。	
なお、前中間会計期間において「その他負債」に含め	
て計上していた「未払法人税等」は37,457百万円、	
「リース債務」は該当なし、「その他の負債」は	
174,353百万円であります。	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計	※1 有形固定資産の減価償却累計	※1 有形固定資産の減価償却累計
額は231,356百万円でありま	額は237,848百万円でありま	額は234,376百万円でありま
す。	す。	す。
※2 担保に供している資産は有価	※2 担保に供している資産は有価	※2 担保に供している資産は有価
証券46,267百万円および預貯	証券60,633百万円および預貯	証券69,554百万円および預貯
金6,501百万円であります。	金5,708百万円であります。	金6,209百万円であります。
これらは、その他の負債に含		これらは、その他の負債に含
	これらは、その他の負債に含	
まれる借入金541百万円の担	まれる借入金456百万円の担	まれる借入金512百万円の担
保のほか、信用状発行の目的	保のほか、信用状発行の目的	保のほか、信用状発行の目的
などにより差し入れているも	などにより差し入れているも	などにより差し入れているも
のであります。	のであります。	のであります。
なお、当社の再保険契約上の	なお、当社の再保険契約上の	なお、当社の再保険契約上の
債務を保証する目的で設立さ	債務を保証する目的で設立さ	債務を保証する目的で設立さ
れた特別目的会社を通じて、	れた特別目的会社を通じて、	れた特別目的会社を通じて、
実質的に担保に供している資	実質的に担保に供している資	実質的に担保に供している資
産は有価証券8,923百万円で	産は有価証券3,465百万円で	産は有価証券8,530百万円で
あります。	あります。	あります。
※3(1) 貸付金のうち、破綻先債権	※3(1) 貸付金のうち、破綻先債権	※3(1) 貸付金のうち、破綻先債権
額は311百万円、延滞債権	額は851百万円、延滞債権	額は491百万円、延滞債権
額は2,237百万円でありま	額は2,260百万円でありま	額は2,463百万円でありま
す。	で、 す。	す。
なお、破綻先債権とは、元	なお、破綻先債権とは、元	なお、破綻先債権とは、元
本または利息の支払の遅延	本または利息の支払の遅延	本または利息の支払の遅延
が相当期間継続しているこ	が相当期間継続しているこ	が相当期間継続しているこ
とその他の事由により元本	とその他の事由により元本	とその他の事由により元本
または利息の取立てまたは	または利息の取立てまたは	または利息の取立てまたは
弁済の見込みがないものと	弁済の見込みがないものと	弁済の見込みがないものと
して未収利息を計上しなか	して未収利息を計上しなか	して未収利息を計上しなか
った貸付金(貸倒償却を行	った貸付金(貸倒償却を行	った貸付金(貸倒償却を行
った部分を除く。以下「未	った部分を除く。以下「未	った部分を除く。以下「未
収利息不計上貸付金」とい	収利息不計上貸付金」とい	収利息不計上貸付金」とい
う)のうち、法人税法施行	う。)のうち、法人税法施	う)のうち、法人税法施行
令(昭和40年政令第97号)	行令 (昭和40年政令第97	令(昭和40年政令第97号)
第96条第1項第3号のイか	号)第96条第1項第3号イ	第96条第1項第3号イから
らホまでに掲げる事由また	からホまで(貸倒引当金勘	ホまで(貸倒引当金勘定へ
は同項第4号に規定する事	定への繰入限度額)に掲げ	の繰入限度額)に掲げる事
由が生じている貸付金であ	る事由または同項第4号に	由または同項第4号に規定
ります。	規定する事由が生じている	する事由が生じている貸付
また、延滞債権とは、未収	貸付金であります。	金であります。
利息不計上貸付金であっ	また、延滞債権とは、未収	また、延滞債権とは、未収
て、破綻先債権および債務	利息不計上貸付金であっ	利息不計上貸付金であっ
者の経営再建または支援を	て、破綻先債権および債務	て、破綻先債権および債務
図ることを目的として利息	者の経営再建または支援を	者の経営再建または支援を
の支払を猶予した貸付金以	図ることを目的として利息	図ることを目的として利息
外の貸付金であります。	の支払を猶予した貸付金以	の支払を猶予した貸付金以
	外の貸付金であります。	外の貸付金であります。
<u> </u>		·

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
(2) 貸付金のうち、3カ月以上 延滞債権に該当するものは ありません。 なお、3カ月以上延滞債権 とは、元本または利息の支 払が、約定支払日の翌日か ら3月以上遅延している貸 付金で、破綻先債権および 延滞債権に該当しないもの であります。	(2) 同左	(2) 同左
(3) 貸付金のうち、貸付条件緩 和債権額は827百万円 明書す。 なお、貸付条件緩和債権と は、債務ととして は支援を到の減免の 支払債権をとして が発力を で、猶予、一本の他の が大、 で、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	(3) 貸付金のうち、貸付条件緩 相は712百万円 有債権額は712百万円 知ます。 資付条件緩和債権主。 登付条件緩和債権主。 登付条件緩和再債権主的。 登付金の之。 支付金ので、金のの 支払債権がある。 で、よび当した。 をで、よび当し、 をで、など、 をで、よび当し、 をで、 をで、 をで、 をで、 をで、 をで、 をで、 をで、 をで、 をで	(3) 貸付金のうち、貸付条件緩 和債権のうち、貸付条件であります。 なお、貸付条件緩和再建 は支援を図ることを入る。 は支援を図ることを入るの 支払猶予、変をの他決め で、、返ののとなる。 を有利付金で、よびのの を指した。 後にでいる。 後にであります。 (4) 破綻先債権額、延滞債権 をのきる。 (4) であります。 (4) で、して、ののののののののののののののののののののののののののののののののののの
額、3カ月以上延滞債権額 および貸付条件緩和債権額 の合計額は3,376百万円で あります。	額、3カ月以上延滞債権額 および貸付条件緩和債権額 の合計額は3,824百万円で あります。	額、3カ月以上延滞債権額 および貸付条件緩和債権額 の合計額は3,406百万円で あります。
 ※4 支払備金の内訳 支払備金 (出再支払備金 (出再支払備金 控除前、(ロ)に661,212百万円 掲げる保険を除く) 同上にかかる 出再支払備金 41,692百万円 差引(イ) 619,520百万円 地震保険および 自動車損害賠償 責任保険にかか る支払備金(ロ) 計(イ+ロ) 676,248百万円 	 ※4 支払備金の内訳 支払備金 (出再支払備金 控除前、(ロ)に662,631百万円 掲げる保険を除 く) 同上にかかる 出再支払備金 差引(イ) を32,167百万円 差引(イ) を30,464百万円 地震保険および 自動車損害賠償 責任保険にかかる 支払備金(ロ) 計(イ+ロ) 686,240百万円 	 ※4 支払備金の内訳 支払備金 (出再支払備金 (出再支払備金 推除前、(ロ)に739,805百万円 掲げる保険を除く) 同上にかかる 38,585百万円 差引(イ) 701,219百万円 地震保険および 自動車損害賠償 57,319百万円 支払備金(ロ) 計(イ+ロ) 758,538百万円
 ※5 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任準備金 (出再責任準備金 948,305百万円 控除前) 同上にかかる 出再責任準備金 32,514百万円 差引(イ) 915,790百万円 その他の責任 2,361,652百万円 準備金(ロ) 3,277,443百万円 ※6 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが 83,118百万円含まれております。 	 ※5 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任準備金 930,315百万円 控除前) 同上にかかる 出再責任準備金 30,192百万円 差引(イ) 900,122百万円 その他の責任 準備金(ロ) 2,271,970百万円 準備金(ロ) 計(イ+ロ) 3,172,093百万円 ※6 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが67,454百万円含まれております。 	控除前) 同上にかかる 出再責任準備金 28,597百万円 差引(イ) 891,702百万円 その他の責任 準備金(ロ) 2,291,171百万円
9。 ※7 貸付コミットメント契約に係 る融資未実行残高は25,910百 万円であります。	9。 ※7 貸付コミットメント契約に係 る融資未実行残高は20,972百 万円であります。	9。 ※7 貸付コミットメント契約に係 る融資未実行残高は24,308百 万円であります。

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※ 1	正味収入保険料の内訳 収入保険料 796,968百万円	※ 1	正味収入保険料の内訳 収入保険料 750,536百万円	※ 1	正味収入保険料の内訳 収入保険料 1,519,798百万円
	支払 192,007万万円		支払 100 071 五 五 四		支払 220 222万万円
<u> </u>	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	<u> </u>	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	<u> </u>	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
	保険料 674,871日万円		保険料 641,665日万円		保険料 1,290,464日万円
※ 2	正味支払保険金の内訳	※ 2	正味支払保険金の内訳	※ 2	正味支払保険金の内訳
	支払保険金 493,518百万円 回収 100,700万円		支払保険金 540,997百万円 回収 100,100万円		支払保険金 1,037,833百万円 回収 005,005 エエエ
<u> </u>	再保険金 102,792百万円	<u> -)</u>	再保険金 100,103百万円	<u> </u>	再保険金 205,065百万円
	正味支払 保険金 390,725百万円		正味支払 保険金 440,894百万円		正味支払 保険金 832,768百万円
₩3	諸手数料及び集金費の内訳	₩3	諸手数料及び集金費の内訳	₩3	諸手数料及び集金費の内訳
	支払諸手数料 及び集金費 119,291百万円		支払諸手数料 及び集金費 115,398百万円		支払諸手数料 及び集金費 232,832百万円
-)	出再保険 手数料 8,256百万円	-)	出再保険 手数料 8,171百万円	-)	出再保険 手数料 17,140百万円
	諸手数料 及び集金費 111,035百万円		諸手数料 及び集金費 107,227百万円		諸手数料 及び集金費 215,692百万円
※ 4	支払備金繰入額(△は支払備	₩4	支払備金繰入額(△は支払備	₩4	支払備金繰入額(△は支払備
	金戻入額)の内訳		金戻入額)の内訳		金戻入額)の内訳
	支払備金繰入 額(出再支払 備金控除前、 4,598百万円 (ロ)に掲げる 保険を除く)		支払備金繰入 額(出再支払 備金控除前、△77,173百万円 (ロ)に掲げる 保険を除く)		支払備金繰入 額(出再支払 備金控除前、 83,191百万円 (ロ)に掲げる 保険を除く)
	同上にかかる 出再支払備金 2,493百万円 繰入額	_	同上にかかる 出再支払備金 △6,418百万円 繰入額		同上にかかる 出再支払備金 △613百万円 繰入額
	差引 (イ) 2,105百万円		差引(イ) △70,754百万円		差引(イ) 83,804百万円
	地震保険および自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備 金 繰 入 額 (ロ)		地震保険および自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ)	_	地震保険および自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ)
	計 (イ+ロ) 181百万円		計 (イ+ロ) △72,297百万円		計 (イ+ロ) 82,472百万円
※ 5	責任準備金繰入額(△は責任 準備金戻入額)の内訳	※ 5	責任準備金繰入額(△は責任 準備金戻入額)の内訳	※ 5	責任準備金繰入額(△は責任 準備金戻入額)の内訳
	普通責任準備 金繰入額(出 再責任準備金 控除前)		普通責任準備 金繰入額(出 再責任準備金 控除前)		普通責任準備 金繰入額(出 再責任準備金 △9,588百万円 控除前)
	同上にかかる 出再責任準備 2,621百万円 金繰入額		同上にかかる 出再責任準備 1,594百万円 金繰入額		同上にかかる 出再責任準備 △1,295百万円 金繰入額
	差引(イ) 15,795百万円		差引(イ) 8,420百万円		差引 (イ) △8,292百万円
	その他の責任 準備金繰入額 7,707百万円 (ロ)		その他の責任 準備金繰入額 △19, 201百万円 (ロ)		その他の責任 準備金繰入額 △62,772百万円 (ロ)
_	計 (イ+ロ) 23,503百万円	_	計 (イ+ロ) △10,780百万円		計(イ+ロ) △71,065百万円
		<u> </u>		I	

	出力則入到	L. 廿日 月日		业 山 胆 △ ミ	L. #田 月日	1	台東大	工 床
前中間会計期間 (自 平成20年4月1日			当中間会計期間 (自 平成21年4月1日			前事業年度 (自 平成20年4月1日		
至 平成20年4月1日		至 平成21年4月1日			至 平成21年3月31日)			
※ 6	利息及び配当		※ 6	利息及び配当		※6 利息及び配当金収入の内訳		
j	頂貯金利息	100百万円	ž	頁貯金利息	55百万円	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	頁貯金利息	163百万円
	コールローン 利息	254百万円		コールローン 別息	40百万円	3	コールローン 別息	359百万円
	買現先勘定 利息	285百万円	禾	買現先勘定 可息	101百万円	Ī	現先勘定 可息	494百万円
7	買入金銭債権 利息	439百万円	禾	買入金銭債権 刊息	354百万円	#	買入金銭債権 刊息	863百万円
	有価証券利息・ 記当金	46,849百万円		有価証券利息・ 記当金	38, 182百万円	7	有価証券利息・ 記当金	84,861百万円
1	貸付金利息	4,411百万円	_	資付金利息	4,302百万円		貸付金利息	8,919百万円
	不動産賃貸料	2,708百万円		下動産賃貸料	2,731百万円		不動産賃貸料	5,453百万円
	その他利息・ 記当金	883百万円		その他利息・ 記当金	551百万円	4	その他利息・ 記当金	1,396百万円
	利息及び 配当金収入	55,934百万円		可息及び 記当金収入	46,319百万円		刊息及び 記当金収入	102,511百万円
※ 7	特別利益のそ	の他は、固定資	※ 7	特別利益のそ	の他は、退職給	※ 7	特別利益のそ	の他は、海外再
	産処分益273百	百万円でありま		付信託設定益	15,013百万円お		保険取引に起	因する損失に関
	す。			よび固定資産	処分益191百万		して米国保険	代理店フォート
				円であります。	>		レス・リー社	:等より受け取っ
							た和解金2,0	50百万円および
							固定資産処分	分益608百万円で
							あります。	
% 8	特別損失のそ	の他は、固定資	% 8	特別損失のそ	の他は、固定資	※ 8		の他は、固定資
		百万円および不			百万円でありま			百万円および不
		3百万円であり		す。				13百万円であり
	ます。			, 0			ます。	10 11 /3 1 (0) /
	0.70					l	5. 7.0	

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	3, 181	155	124	3, 213
合 計	3, 181	155	124	3, 213

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加155千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2 普通株式の自己株式の株式数の減少124千株は、単元未満株式の買増しによる減少79千株および新株予約権 の権利行使に伴う自己株式の処分45千株であります。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	3, 188	93	173	3, 108
合 計	3, 188	93	173	3, 108

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加93千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2 普通株式の自己株式の株式数の減少173千株は、単元未満株式の買増しによる減少17千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分156千株であります。

Ⅲ 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	3, 181	248	241	3, 188
合 計	3, 181	248	241	3, 188

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加248千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2 普通株式の自己株式の株式数の減少241千株は、単元未満株式の買増しによる減少178千株および新株予約権 の権利行使に伴う自己株式の処分63千株であります。

	(自 至	平成	引会計期 20年 4 20年 9	月1日)		(自 至	平成	引会計期 21年 4 21年 9	月1日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)					
1 (1)	1 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所 有権移転外ファイナンス・リー ス取引(借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額および中間会計 期間末残高相当額					1 ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所 有権移転外ファイナンス・リー ス取引(借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額および中間会計 期間末残高相当額				1 (1)	通準有スリ減の	の て 移引 ス 償計 外 借 計 外 借 計 納 却 額 相	借処フ主の計 の をイ の 計 の 計 の 計 利 を イ の 計 額 相 相 に の に る に る に る に る に る に る る る る る る る	ース 取 で に 行 ナ 価 額 で 期 が 期 に の に の の の の の の の に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。	方法に ・リ ・類 類損		
		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	相当額	中間会計 期間末残 高相当額 (百万円)			取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間会計 期間末残 高相当額 (百万円)			取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	累計額 相当額	期末残高 相当額 (百万円)
有形固	定資産	4, 173	2, 083	_	2, 089	有形固	定資産	3, 299	2,066	_	1, 233	有形固	定資産	4, 166	2, 162	_	2,003
(2)	過の末めし 未残未残11合リ な期一リ有残、て 経高経高年年計一 お間ス	一形高支お 過相 過相内超 ス 、末料ス固等払り リ当リ当 資 未残中料定に利ま 一額一額 産 経高間	ス料中 等 ス料中	計期間 計期間 計期間 計 計 計 計 1,218 2,089 一 中 1,218 2,089 一 中 十 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	末計低り 期 期 百百百高百間経高残期い算 間 間 万万万 万会過の高間た定 末 末 円円円 円計リ有	(2)	残未残11合リー	相当額 出当額 日当額 日当額 日当額 日当額 日本額 日本額 日本 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日	ス料中	間会計 690 542 1,233 定の残	期間末 百万円 百万円 百万円	(2)	過資がよ 未等未 11合リ な相残り産低り 経 経 年年計一 お当高	一のい算 過 過 内超 ス 、額のス期た定 リ リ 資 未は有料末めし ー ー 産 経、形	期残、て ス ス 減 過未固末高支お 料 料 損 リ経定残等払り 期 期 闘 一過資	末残高 末残高 870 1,132 2,003 定の残	形るみ 相 相 百百百高百末料末固割法 当 当 万万万 万残期残定合に 額 額 円円円 円高末高
	支お支勘額支 リ定 減減払り 払定お払 一の 価 損	利ま リのよリ ス取 償 損子す 一取びー 資崩 却失込。 ス崩減ス 産額 費	減損勘	より算; 一ス資 価償却 926 - 926 -	定 産費 百 百 百 百 百 百 百 万 万 万 円 円 円		勘額支 リ定 減減定お払 一の 価損	の取び ス取 償 損 大阪 産額 費	減損勘	価償却 787 - 787 -	費相当百万円百万円百万円百万円		り 支勘額支 リ定 減減 基 払定お払 一の 価 損	す リのより ス取 償 損。 一取び一 資崩 却失 産額 費	料額損料 減 相 リ減失 勘 額	1, 012 - 1, 012	童減損 費相当 2百万円 百万円 2百万円
(4)	リー 存価	ス期間	を耐用	年数と	し、残	(4)		恒却實 同左 	7日 1	ソ 昇化。	<i></i>	(4)		恒却實 同左	7日	V/昇化/	<i></i>

77 1 HH A 21 HH HH	\1. I HH /	V → L Hereie	V V	V. L	
前中間会計期間	当中間会		前事業年度		
(自 平成20年4月1日		年4月1日	(自 平成20	年4月1日	
至 平成20年9月30日)	至 平成21	年9月30日)	至 平成21	年 3 月 31 日)	
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティ	ング・リース取引	2 オペレーティ	ング・リース取引	
のうち解約不能なものに係る未	オペレーティ	ング・リース取引	オペレーティ	ング・リース取引	
経過リース料	のうち解約不	能のものに係る未	のうち解約不	能のものに係る未	
	経過リース料		経過リース料		
(借主側)	(借主側)		(借主側)		
1年内 167百万円	1年内	187百万円	1年内	151百万円	
1 年超 689百万円	1年超	561百万円	1年超	604百万円	
合計 856百万円	合計	748百万円	合計	755百万円	
(貸主側)	(貸主側)		(貸主側)		
1 年内 302百万円	1年内	973百万円	1年内	950百万円	
_ 1 年超 285百万円	1 年超	3,436百万円	1年超	3,796百万円	
合計 588百万円	合計	4,410百万円	合計	4,746百万円	

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの 前中間会計期間末 (平成20年9月30日) 該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成21年9月30日) 該当事項はありません。

前事業年度末(平成21年3月31日) 該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 共通支配下の取引等

中間連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しておりますので、注記を省略しております。

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しておりますので、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間会計期 (自 平成20年4月 至 平成20年9月	1日	当中間会計期間 (自 平成21年4月 至 平成21年9月	1日	前事業年度 (自 平成20年4月 至 平成21年3月	
1株当たり純資産額	932. 59円	1株当たり純資産額	758. 38円	1株当たり純資産額	624. 38円
1株当たり 中間純利益金額	17.47円	1株当たり 中間純利益金額	31. 19円	1株当たり 当期純損失金額(△)	△75. 10円
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	17.47円	潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	31.17円	潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	_

- (注) 1 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載 しておりません。
 - 2 1株当たり中間純利益金額または当期純損失金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間(自 平成20年4月1日	当中間会計期間(自 平成21年4月1日	前事業年度
1株当たり中間純利益金額 または当期純損失金額(△)	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
中間純利益または当期純損失 (△) (百万円)	17, 205	30, 715	△73, 943
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	_	_	_
普通株式に係る中間純利益 または当期純損失(△) (百万円)	17, 205	30, 715	△73, 943
普通株式の 期中平均株式数 (千株)	984, 545	984, 630	984, 540
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	_		_
普通株式増加数 (千株)	320	538	_
(うち新株予約権(千株))	(320)	(538)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 7 銘柄 潜在株式の数 2,343,000株 新株予約権の概要については、「第 4 提出 会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載 のとおりであります。	新株予約権 14銘柄 潜在株式の数 3,130,000株 新株予約権の概要につ いては、「第4 提出 会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載 のとおりであります。	新株予約権 9 銘柄 潜在株式の数 2,915,000株 新株予約権の概要については、「第 4 提出 会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載 のとおりであります。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	919, 156	748, 032	615, 721
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	1,001	1, 302	984
(うち新株予約権(百万円))	(1,001)	(1, 302)	(984)
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額(百万円)	918, 154	746, 729	614, 737
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式の数(千株)	984, 520	984, 625	984, 544

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日) (目本年21年9月30日) (目本年21年9月30日) (目本年21年9月30日) (目本年21年9月30日社との経営機・大きなおきないでは、13日本に保険約・13日本に保険約・13日本に保険的では、13日本には、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本にでは、13日本には、13	至 平成21年3月31日)

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
	また、共同特殊取引所に対象取引所に対象取引所に対象取引所に対象取引所に対象を対して行う完全を会社の完全を発展して、なる社会を表して、でののでは対して、大阪において、大阪において、大阪において、大阪において、大阪において、大阪において、大阪において、でものでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(社債の発行) 当社は、平成21年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成21年5月27日に株式会社損害保険ジャパン第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)(以下「本社債」といいます。)を発行いたしました。1社債総額128,000百万円2払込金額各本社債の金額100円につき金100円3払込期日および発行日平成21年5月27日4利率(1)平成26年5月27日以前固定利率

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
± 1/1/22017-0 / 1/300 H /		(2) 平成26年5月27日 東成26年5月27日 以前は、6年5月27日 以前は、6月27日 以前は、6月27日 (LIBOR)におったりになったりによるがよった。 ですったりによったりによったりによったりによったりによったりによったのではいいでは、100%のしまがでは、20%計算をあります。 ででは、100%によるがでは、100%によるでは、100%によるでは、100%によるがででは、100%によるがででは、100%によるででは、100%によるでは、100%によるでは、100%によるでは、100%によるでは、100%によるでは、100%によるでは、100%によるでは、100%によるでは、100%によるでは、100%によるでは、100%によるでは、100%によるでは、100%によるでは、100%によるでは、100%に

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 8 その他重要な特約等 (1) 借換制限 当社は、償還または買入日以前6か月間に、当社普通株式または普通株式またはであると格付機関から本社債と同のと格付機関から承認を得金を調ごでいるい。 (2) 利息の支払制限 ① 利払いの任意停止当社は、その裁し、本社債の利息の支払または一部を繰り延べるこ
		本社債の利息の支払の全部 または一部を繰り延べることができます(以下当該繰 延べを「任意停止」、られた 停止により繰り延べ「任意停止がなれた 利息の未払金額を「任意停止がなれる は当該利息が支払われる はずであった利払日」といればであった利払日」といまた、繰り延べた 利息は累積します。 ② 任意停止金額の支払についての努力 当社は、各任意停止利払日
		の5年後の利払日において、当該任意停止利払日における任意停止金額およびこれに対する利息を弁済するべく、本社債の要項に定める営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うことを意図しております。

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		③ 任意停止金額の強制支払
		上記にかかわらず、当社が
		本社債に実質的に劣後する
		当社株式(当社普通株式を
		含みます。)に対して剰余
		金の配当を行う場合もしく
		はこれらの当社株式を取得
		する場合(ただし、法令に
		基づき買い取る義務がある
		場合を除きます。)または
		剰余金の配当に関して最上
		位の当社優先株式もしくは
		本社債と実質的に同順位の
		証券もしくは債務に関して
		剰余金の配当もしくは利息
		の支払がなされたときは、
		当社は、所定の期日に、任
		意停止金額およびこれに対
		する利息を弁済するべく、
		本社債の要項に定める営利
		事業として実行可能な限り
		の合理的な努力を行うこと
		とします。
		④ 任意停止金額の支払原資の
		制限
		任意停止金額およびこれに
		対する利息を支払う場合
		は、当該支払を行う日まで
		の6か月間に、当社普通株
		式または格付機関から本社
		債と同等以上の資本性を有
		するとの承認を得た証券ま
		たは債務により調達した純
		手取金(ただし、本社債の
		要項に定められた限度とし
		ます。)により支払うもの
		とし、これ以外の資金から
		は支払われないものとしま
		す。

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
主 下灰20十岁月30日)	王 干灰紅牛 5 月 30 日)	(3) 劣後条項 本社債の社債権者は、当社の 清算手続、破産手続、会社更 生手続もしくは民事再生手続 または日本法によらないこれ らに準ずる手続において、上 位債務に劣後し、剰余金の配 当を受ける権利に関して最上 位の当社優先株式(当社が今 後発行した場合)と実質的に 同順位となる範囲においての み権利を有します。 9 発行方法 日本国内における適格機関投資 家限定私募
		(株式の取得) 当社は、連結子会社であるYasuda Seguros S.A. を通じて、Maritima Seguros S.A. の普通株式50%を取得 することを、同社および同社の主要 株主と合意のうえ、平成21年5月20 日開催の取締役会において決議いた しました。対象会社の概要、株式の 取得目的等は以下のとおりでありま す。 1 対象会社の概要 社名: Maritima Seguros S.A.
		本社:ブラジル サンパウロ州 サンパウロ市 事業の内容:損害保険事業 正味収入保険料(連結) (平成20年12月期): 1,031百万レアル (44,076百万円) 総資産(連結) (平成20年12月31日): 1,038百万レアル (44,368百万円)
		2 株式取得の目的 今後も継続的な成長が見込まれ るブラジルの保険市場におい て、強固な販売チャネルを有す るMaritima Seguros S.A.の株 式を取得することで、同国にお ける事業の拡大を目的とするも のであります。

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		3 株式の取得時期
		Yasuda Seguros S.A.は、
		Maritima Seguros S.A.の普通
		株式の50%と議決権のない優先
		株式の一部を平成21年7月まで
		に取得する見込みであります。
		また、これに先立ち当社は、
		Maritima Seguros S.A.の株式
		取得のためにYasuda Seguros
		S. A. が実施する第三者割当増資
		を349百万レアル(14,911百万
		円) 引き受ける予定でありま
		す。
		4 株式の取得価額
		Yasuda Seguros S.A.は、335百
		万レアル(14,341百万円)を上
		限に取得を行う予定でありま
		す。 (2)) () よ) = まれ) た E (K # 5
		(注) () 内に記載した円貨額 は、平成21年3月末現在の為
		替相場(1 レアル: 42.72
		円)による換算額でありま
		す。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成20年11月28日

株式会社損害保険ジャパン 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 卿

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 臼 倉 健 司 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以上

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

² 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成21年11月27日

株式会社損害保険ジャパン 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 印 英 公 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 臼 倉 健 司 印 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 柴 則 印 邓 央 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

² 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成20年11月28日

株式会社損害保険ジャパン 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 卿

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 臼 倉 健 司 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような 重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心 とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果と して中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する 中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示している ものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

² 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成21年11月27日

株式会社損害保険ジャパン 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 印 公 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 倉 健 (II) 臼 司 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 柴 則 央 印 邓 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第67期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような 重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心 とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果と して中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する 中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示している ものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

² 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成21年11月27日

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐 藤 正 敏

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)

当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番16号)

当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)

当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)

当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号)

当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 佐藤正敏 は、当社の第67期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。